

厚生文教委員会記録

とき 令和7年2月26日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和7年2月26日（水）

○ 出席委員

委員長	中山 ごう
副委員長	小坂 まさ代
委員	高野 ふみお
	及川 妙子
	森田 たかし
	久保 けいこ
	新海 栄一

○ 審査事項

- 1 議案第8号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 2 議案第9号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 3 議案第18号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 調査 教育ビジョンについて
- 7 調査 子ども若者・子育ていきいき計画について

R 6 . 6 . 24

R 6 . 6 . 24

《報告事項》

- （1） 介護保険事業者の不正請求について
- （2） 令和7年度認可保育所入所申込状況について
- （3） 育児支援ヘルパー事業の再編について
- （4） 令和7年度以降の国分寺市出産・子育て応援事業について
- （5） 国分寺市次世代教育系システムの導入・運用について
- （6） 国分寺市立教育センター及び国分寺市立男女平等推進センターの効果的な運営方法の検討について
- （7） その他

- | | | | |
|----|---------|-----------------------------------|--------------|
| 8 | 陳情第6－6号 | 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情 | R 6 . 9 . 6 |
| 9 | 陳情第6－2号 | 補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情 | R 6 . 6 . 6 |
| 10 | 陳情第5－3号 | 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情 | R 5 . 12 . 4 |
| 11 | 陳情第5－1号 | 有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情 | R 5 . 9 . 7 |

午前 9 時 30 分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

冒頭、政策部長より、通院のため午前 9 時 30 分から午後 3 時まで欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。



○中山委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。

まず、議案の審査を行います。

議案第 8 号 令和 6 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長 議案第 8 号、令和 6 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額 115 億 9,708 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 1,796 万 3,000 円を増額し、その総額をそれぞれ 116 億 1,505 万円といたしたいというものでございます。

主な補正理由は、例年この時期に上程しております、都・国の過年度分交付金補助金の精算による返還金の発生と、それに伴う財源変更となります。

説明資料は A 3 判横の資料を御用意しております。議案書と併せて御覧ください。

では、まず、特別会計（歳入）について御説明いたします。議案書の 6 から 7 ページを御覧ください。資料では右から 2 列目に記載してございます。

款 1、項 1、目 1、一般被保険者国民健康保険税の減額は、保険税の調定見込額の減によるものです。

その下、款 4、項 1、目 1、保険給付費等交付金の減額は、保険者努力支援及び特別調整交付金の当初予算計上額と実績との差に対応する分であり、目 2、都費補助金の減額も当初予算と実績との差に対応する分です。

款 5、項 1、目 1、節 1、保険基盤安定繰入金は実績による増額、節 3、その他繰入金は歳入歳出の増減に伴い不足する分を一般会計から繰り出して調整いたします。

款 7、項 1、目 1、延滞金は実績見込みに基づく減額補正となります。

次に、特別会計（歳出）について御説明いたします。議案書の 8 から 9 ページを御覧ください。資料では一番右に記載してございます。

款 1、項 1、目 1、一般管理費及び款 3、項 1、目 1、一般被保険者医療給付費分については、被保険者数減による保険税調定見込みの減額分を一般会計からの繰入れで補うこととしたため、財源の変更をしております。

款 7、項 1、目 1、償還金利子及び還付金については、昨年度受領した交付金の超過受領分について返金するための増額補正です。

続いて、一般会計について御説明いたします。A 3 判の資料の一番左を御覧ください。

歳入は、先ほど特別会計の歳入で御説明した保険基盤安定負担金の保険者支援金について、国・都の負担分を一般会計で受け入れるという内容で、その右隣、歳出は、特別会計における歳入歳出を調整した結果、不足する額を一般会計から繰出しというふうにしております。

簡単ですが、説明は以上になります。御審査をよろしくお願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。

委員会資料のほうで、左から3番目の枠の中の保険者努力支援分というのが②のところにあります。これが約3,600万円減額されているんですが、これの主な理由について教えてください。

○越川保険年金課長 当初予算の計上時には、令和5年度の予算策定時点での実績見込額を基礎として計算しておりました。しかしながら、実際に令和6年度の保険者努力支援分というふうには実績が出たところ、主に適正かつ健全な事業運営の実施状況、これは令和4年度の実績なのですが、こちらでポイントが取れなかったことが影響しております。

○高野委員 そのポイントというのは、どの辺のポイントが足りなかったということですか。

○越川保険年金課長 主に国民健康保険特別会計の赤字額が増えてしまっているんで、ポイントが取れなかったという形になっております。

○高野委員 つまり、私はあまり赤字を恐れずにということをいつも言っていますけども、国とか都の方針として、それを一般会計からの繰入れを抑制しようとしていると、それでポイントがもらえなくなってしまうので、それが今、反映されたという理解で合っていますか。

○越川保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○高野委員 そうすると、これは国の政策の変換、変更を粘り強く自治体からも求めていってほしいなというのと、国の政策の問題かなということを確認させていただきました。ありがとうございます。

答弁は求めません。

○小坂副委員長 中山委員。

○中山委員 関連でちょっとお聞きしたいと思います。今、主に保険者努力支援分が減った理由として、令和4年度の実績でポイントが取れなかったと、その主なポイントとしては、赤字が増えてしまったということなので、それは事実なんだと思うんですけども、ちなみに、この赤字が増えてしまったことによって、どのぐらいポイント的に影響があったのですか。

さらに言うと、これは他自治体との比較、相対評価なので、他自治体が例えば伸びていたら、その分も減ってしまうし、他自治体も減っていたら同じような評価になるというか、言い方がちょっとあれですけど、なかなか難しい計算の方法だと思うのですが、国分寺市として、そのポイントが取れなかったというのは事実だと思うんですけど、それだけじゃないと思うんですよね、要因として。今言ったように、他自治体との比較なので。要は、国分寺市がうまくいかなくても、他自治体がもっと悪ければ、国分寺市はこの問題では浮き上がることはないのか。その辺、首を横に振っておられるので、説明してもらっていいですか。

○越川保険年金課長 他自治体との比較で変わってくるのは金額になります。総額のパイが、予算が決まっていて、それで各自治体は何点取れるかによって、1点当たりの比重が変わってくるというところでは、他自治体と相対的に影響し合うのですが、ポイントについてはもともと決まっていて、他自治体は何点取ろうが、私どもの市が何点というところは変わらないと。

ちなみに点数でいうところなんですけど、令和5年度と令和6年度の比較、この適正かつ健全な事業運営の実施状況の配点が、令和5年度は100点満点、令和6年度は85点満点というふうに国がそこに配点をしってきていて、令和5年度は20点、国分寺市は取れて、全国平均は69.26点で、東京都平均は36.63点でした。どちらにしろ東京都平均よりも低かったのですが、令和6年度はまず、適正かつ健全な事業運営の実施状況の配点が85点にはなったんですけども、全国平均が56.91点、東京都平均が17.48点、国分寺市が1点

という形だったので、かなり低くなっているということです。

○中山委員　　ここの部分の配点の割合が高いのも知ってはいるんですけど、それでも20点から1点になってしまったと。この令和6年度が1点になってしまった影響というのは、令和8年度の予算に出てくるのでしょうか、それとも令和7年度の予算に出て、影響するのでしょうか。

○越川保険年金課長　　令和6年度が1点になったので、今、保険者努力支援分を減額補正しているという形です。

令和6年度の実績、令和6年度に赤字をどの程度減らせたかというのが令和8年度の努力支援交付金の算定には影響してきますけれども、令和6年度の努力支援としては、令和4年度の実績が、今ここに反映してマイナスとなって、減額補正を計上させていただいているという形になります。

○中山委員　　要は2年前の実績が影響してくるということですよ。分かりました。

ほかにも様々項目があると思うんです、この努力者支援の。ほかにもいろいろ努力されていると思うので、国分寺市で他市より点数が取れたものがあるのか、そういう何か特色、こういうところに力を入れていますというのがあると思うので、それをちょっと教えていただければと思います。

○越川保険年金課長　　他市より国分寺市が点数を取れているのは、保険料の収納率のみになります。

○中山委員　　そうか、収納率のみ。その点数は、どういう配点になっているのでしょうか。

○越川保険年金課長　　保険料の収納率は満点が100点で、国分寺市は55点取れていて、東京都平均が27.82点というふうになっております。

○中山委員　　分かりました。分かりましたというか、もっと様々な項目があるのであれなんですけど、主には、そうは言っても、最初に質疑のあった、この赤字とされている部分ですね。その配点がどんどん比重が高くなっているということは承知をしていますけれども、私はいろいろ言いたいことがあります、今日はここで終わります。

○及川委員　　国保は結構、仕組みが複雑なんですよ。それで、適正かつ健全な事業運営でしたか、これは令和4年度分で、先ほど令和6年度の点数が1点ということは、この後、赤字分が減っているの、この分は回復ができる見込みということでよろしいのでしょうか。

○越川保険年金課長　　そのように見込んでおります。

○及川委員　　分かりました。今、苦しい中でも努力しているということなので、今後については、もうちょっとよくなるように期待して待ちたいと思います。

○中山委員長　　ほかにも質疑のある方。よろしいですか。

では、一点だけ。

○小坂副委員長　　中山委員。

○中山委員　　保険税収入です。歳入の保険税の部分ですが、調定見込みの減ということで、たしか去年の今の時期も調定見込みの減で、減補正をしていると思うのですが、社保適用が広がったのは去年の10月からでしたか。その辺を教えてください。

○越川保険年金課長　　おっしゃるとおり、去年の10月からというか、去年の10月にもという形です。段階的に減っていったので、去年の10月にも社保適用の拡大がございました。

○中山委員　　そうすると、この調定見込みの減は今後もしばらく続くという予測なんですか。

○越川保険年金課長　　被保険者数と国保の加入率は、全国的に減少傾向にございます。ただ、減少割合が一定ではないため、ちょっと予測が難しいところで、来年度もまた調定減ということが発生する可能性は

かなりあります。

○中山委員長　ほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○中山委員長　続きまして、議案第9号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○澤田高齢福祉課長　議案第9号、令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額101億5,467万6,000円から歳入歳出それぞれ9,211万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億6,256万2,000円といたしたいというものとなっております。

説明資料を御用意しておりますので、こちらの内容について御説明をいたします。

今回の補正予算の内容については大きく分けて2つございます。

まず1点目としましては、契約差金の減額ほか、介護保険事務に要する経費の減額補正となります。資料の表で申しますと、右の列、特別会計（歳出）の一番上となります。新庁舎移転に伴い、国民健康保険団体連合会との連携に用いる機器について、更改費用を予算計上しておりましたが、この費用が不用になったことから減額補正を行うもの、また、紙文書の電子化委託業務が完了したことに伴い、契約差金の減額補正を行うものとなります。

2点目は保険給付費の減額補正となります。資料の表では右の列の上から2番目からの5項目となります。

各サービス費については、給付額が当初の見込みより少なく推移していることから、不用見込額について減額補正をいたしたいというものとなります。

各給付費の減額補正に伴い、不用となる介護保険料財源については、表の一番右下にありますとおり、介護給付費準備基金に積立てを行うこととなります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員長　説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○及川委員　説明ありがとうございました。

保険給付費の減額なんですけど、見込みより少なかったということで、さらっとおっしゃっていましたが、要因とか原因とか、何か思い当たる節があれば教えてください。

○澤田高齢福祉課長　給付費につきましては、計画を策定するに当たりまして、給付費の推計を行います。高齢者数が増え、認定率も上がってきていることに伴いまして、給付費は伸びるものと見込んで策定を行

っているところではあるんですが、あいにくと、特に地域支援事業費、地域密着型サービスなどについては減額の幅が大きいと。このあたりは決算に向けて細かい分析をしたいところではありますが、事業所数が大幅に減っているといったところは特に目立ちませんので、また分析をしたいと思っております。

○及川委員　高齢化率も認定率も上がっているんでしょう。それは数字として上がっているわけですね。それでも9,000万円というのは結構大きな額だと思うんですけど、事業所は特に減っているわけでもないということであれば、どういう要因が考えられるのか。

例えば、高齢者も増えて認定率も上がっていても、割と皆さん、受けるサービスが軽度なものであるとか、そういう傾向にあるのであれば、給付費のほうは減ると思うんですけど、そういう感じでもないというのか、これから研究するという感じなんでしょうか。一応、来年の見込みなんかににも関係あると思うんですけど、どうでしょうか。それ以上なければ、それでもいいですけど。

○澤田高齢福祉課長　比較的健康な方が受ける介護予防サービス費については、堅調な実績が上がっているところではありまして、あるいはそういったところに要因があるかもしれませんが、数字の分析、また事業者のお声なども聴いて、決算に向けて分析を進めたいと考えます。

○小坂副委員長　中山委員。

○中山委員　私もちょっと今の関連でお聞きしようと思っていたんです。

居宅介護サービス費は総額が44億円あるので、そのうちの4,000万円ということなので、私的には誤差の範囲なのかなというような気はしています。

ただ、御説明のあった地域密着型ですとか、あと送迎サービスですね。この予算に対して減額の割合が多いというのはちょっと気になるんですけど、この送迎サービスがこれだけ減になってしまった理由というのは把握されているでしょうか。

○澤田高齢福祉課長　送迎サービスにつきましては介護保険の中ではあるんですが、市町村特別給付として、市の独自事業として展開をしているものでございます。こちらの担い手となる事業所が2事業所あるんですが、そのうち一つの事業所が昨年11月に事業廃止をいたしまして、その結果、年度内に新たな給付が見込めない状況になってしまったということがございます。

また、このあたりについては、事業の在り方そもそもを含めまして、次年度に向けて検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○中山委員　そうすると、今まで利用されていた方が、一つの事業所が廃止されてしまったということで、一定はもう一つのほうを使えるのかもしれないですけど、全体的にちょっと気になる答弁なんですが、利用者の皆さんの不便とか、その辺はどうなんでしょうか。

○澤田高齢福祉課長　基本的には、市外の通所リハビリテーションを利用されていた方が送迎サービスを利用していました。数字としては1桁台ではあるんですけども、こちらの方々につきましては、通所リハビリテーション事業所が本来行う送迎によって対応がなされているということとして、そういう意味では、サービスの利用の仕方自体は細かくは違うんですけども、現状としては、利用者の方は希望のサービスを継続して受けられているという現状で、移行が円滑に整ったということを事業者から聞き取ってございます。

○中山委員　分かりました。そうすると事業者が一つ廃止になったことによって、移送がなくなって、利用ができなくなったという方はいないということですね。うなずかれていますので、承知をしました。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○中山委員長　続きまして、**議案第18号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○占部健康推進課長　議案第18号、国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

市の事業等における医師、歯科医師、薬剤師の報酬額の改定になります。医師等の報酬については、毎年、国の人事院勧告及び東京都の人事委員会勧告等に基づき算出をしております。

資料として算出の根拠を示しております。

令和6年度の基本報酬単価は2万8,300円となっており、国の人事院勧告2.76%、東京都の人事委員会勧告2.7%により算出した結果、令和7年度の基本報酬単価は2万9,070円と、770円の増額となっております。

資料の裏面を御覧ください。

産業医の報酬年額について、令和7年度基本報酬単価に年間業務時間数を乗じた金額に改定を行います。

具体的には、産業医の業務の年間時間数を71時間と算定し、今回の改定単価2万9,070円を乗じた額、206万3,970円に改めたいというものでございます。

今後については、国の人事院勧告等に基づくそのほかの医師等報酬改定と同様の方法で報酬の年額の改定を行っていきます。

新旧対照表を御覧ください。

1ページ全てと2ページの上から5番目の児童扶養手当等障害判定医師までについては、基本報酬単価に基づき、回数や時間に応じて算出しております。別表第1は報酬月額、別表第3は報酬年額、別表第4は1回当たりの金額になります。

続きまして、新旧対照表2ページ、上から6番目の3～4箇所月児健康診査医師から最後までについては東京都地域保健事業連絡協議会、いわゆる五者協になりますが、五者協での共通単価となっており、今回、単価が2万8,200円から2万9,000円と800円増額され、見直しをされたものとなります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員長　説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○小坂副委員長　中山委員。

○中山委員　資料の裏面ですけど、この産業医の報酬年額の改定について、今後は国の人事院勧告に基づいてとあるんですが、これは前回の改定が平成3年ということなので、34年くらい改定していないわけで

すよね。これは、ずっと改定してこなかった理由とかあるんでしょうか。

○占部健康推進課長 産業医の報酬については年額で定めておりまして、ほかの職は国の人事院勧告等に基づき給与の改定を行ってきたところなのですが、産業医については、確かに平成3年4月に改定して以降、年額192万円が固定された状態で現在に至っております。

今年度、国の人事院勧告等に基づき、公務員給与等の大幅なベースアップが行われており、この長く改定していなかった産業医報酬についても、一定の改定を行う必要性が生じたというところで、今回の改定を行ったというものでございます。

○中山委員 年額で設定されていたからということのように私は受け止めましたけども、今後は、こういうことではなくてというふうに資料に書かれていますので、承知はしていますけども、もうちょっと早く、今後はよろしくお願いします。

○中山委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 続きまして、**議案第19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○土井地域包括ケア担当課長 それでは、議案第19号、国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、介護保険法に基づく包括的支援事業を実施する地域包括支援センターに配置する人員、運営等について、厚生労働省が示す基準等に基づき市町村が定めるもので、今般、国の改正省令が公布されたことにより、その一部を改正したいというものでございます。

改正の契機でございますが、国の社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護保険制度見直しに関する意見を踏まえて、国の改正省令、介護保険法施行規則が公布されたことによるものでございます。

資料を用意してございます。A4判横の資料を御覧ください。令和6年8月5日付、厚生労働省事務連絡に添付された資料でございます。

こちらは令和4年12月20日、社会保障審議会介護保険部会からの介護保険制度見直しに関する意見が示されたものとなっております。

出された意見としまして、地域包括支援センターは介護保険法で3職種を置くことが必要とされておりますが、3職種を担当区域内で確保することが困難になっているということを踏まえまして、複数の拠点で合算して3職種を配置することや、3職種の中で確保が難しい主任介護支援専門員、その他これに準ずる者の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当であるとされております。

それを踏まえまして、現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種の地域の実情に応じて配置することを可能とする改正が行われました。市町村がその判断をする際には、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合について可能とされ、協議会の意見を聴くことが規定されております。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項に職員の配置に関する地域包括支援センター運営協議会の関与や常勤換算等を加えるほか、同条第2項を加えまして、複数の拠点で合算して3職種を配置する基準を規定しております。

第3条につきましては、第2条の改正による文言の整理でございます。

なお、地域包括支援センター運営協議会では、国の改正や条例議案について説明するとともに、本市としましては、現時点で改正による対応は予定していない旨を報告しております。

条例の一部改正の説明は以上となりますが、補足で、市におきましてもセンターの安定的な運営を確保するための方策を継続的に検討しております。その一つとして、窓口開設時間の見直しについて、地域包括支援センター運営協議会への諮問を予定しております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員長　説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員　御説明ありがとうございました。

国全体としては、人材確保が大変だということで、今、緩和するという流れだと、それに合わせてという話なんです、本市における人材の確保状況について教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長　本市におきましては6センターございまして、現在のところは欠員になっているセンターが一部あるんですけれども、見通しが立っている状況にありますので、確保できているという状況になっております。

○高野委員　本市においては、今のところは欠員は生じていないので、国の緩和の流れに沿って、条例だけ、今、合わせて変えておくという理解でいいのかなと思うんですけど、うなずいていらっしゃるの、そうかなと思うんですが、窓口の話はどういう方向で検討されているのか、もう少し教えてください。

○中山委員長　最後に説明のあったところですね。窓口の開設時間の見直し、それについて答弁をお願いします。

○土井地域包括ケア担当課長　窓口の開設時間等については、現在、地域包括支援センターで求められている業務が多くなっていることに関しまして、市民の方への影響等も踏まえて、様々、安定的な運営に取り組めるような状況を目指して、今回、窓口の開設時間についての諮問を行う予定となっております。

○高野委員　それは窓口の開設時間を延ばす方向性ということですか。

○土井地域包括ケア担当課長　延ばすのではなくて、短くして、相談業務の対応の実情を踏まえまして、そこを変更するという諮問の内容になっております。

○高野委員　業務が多くなっているのを窓口を短くするというのは、つまり受付時間を減らして窓口で対応している時間を短くすると。そのほかの仕事が、業務が増えているから、窓口の時間を絞るんでしょうか。ちょっと狭めようと、そういう考え方ですか。

○土井地域包括ケア担当課長　窓口の時間を短くするかどうかも含めて、これから諮問を行う予定なんですけれども、今おっしゃられた、業務を短くすることによって業務負担を軽減するという意図では全くありません。業務全体を見直した中で、適切な運営ができるような検討を進めてまいりたいというものにな

っております。

今回の条例の内容にもなりますけれども、現在、市内に関しましては配置の状況は満たしているんですけれども、将来的に不安があるということも伺っております。というのは、何とか今、配置はできている状況ではあるんですけれども、やはり確保が非常に厳しくなっているということもありますので、人材をきちんと確保して、安定的に運営がなされるような対応を検討してまいりたいというものでございます。

○高野委員　なるほど。人材の確保の不安があって、窓口時間を縮小するという方向性だということなんですね。

○土井地域包括ケア担当課長　これから諮問というふうになりますので、縮小するかどうかはまだ決まっていないという状況ではございます。

○中山委員長　その諮問の仕方は、短縮についてと諮問するのか、それとも窓口時間の見直しという諮問の仕方なのか、恐らくそこで捉え方がまた変わってくるので、現時点でどういうふうに諮問を考えているのかだけ、一言いただければと思います。

○土井地域包括ケア担当課長　開設時間の見直しではなくて、安定的な運営についてということでの諮問を考えております。

○高野委員　やはり、本市においても人材確保には不安があるということで、人材確保における、なかなか確保できない課題というか、問題点というのは、どう捉えていらっしゃるでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長　3職種が介護保険の専門職であったり、法人によっても差があるんですけれども、新卒者の方が来ないというような御意見も伺っておりまして、職員が高齢化してきていると。今はまだ現役で働いていただいているんですけれども、将来的には定年を迎えるが、若い方が入ってこないというような状況と法人としても受け止めておられますので、そのあたりの課題があるというふうには認識をしております。

○高野委員　そこは何か条件面とか、長時間労働であるとか、低賃金であるとか、いろいろあるじゃないですか、人材確保の課題が。そういう中で、具体的にどの辺が課題と考えていらっしゃるでしょうか。集まりづらいとか、新卒が来ないとかについては。

○土井地域包括ケア担当課長　待遇面というよりは、お金を出しても人が来てくれないというふうには伺っておりますので、総体的に携わる専門職の方が足りていないという状況というふうに認識をしております。

○久保委員　関連で、地域包括支援センターの6か所は、私も直接連携を取ることがあるんですけど、本当によくお仕事をさせていただいて、もちろん業務されているときと、あと訪問で大分回っていらっしゃるというようなところで、本当に皆さんの相談の窓口になっているなど。特に高齢者の方々が大変頼りにされている御様子をよく伺いをしています。

この資料のほうの右側の図を見たところ、センターそれぞれに偏ってしまうんじゃないかというふうに一瞬見えてしまうんですけれども、今回、当市はこの対応はせず、今は現状、担当がいらっしゃるというふうに先ほどお聞きしましたので、それは理解できました。

その上でですけれども、センターそれぞれを飛び越えてではないですけれども、根本的な方針としての連携をしながら進んでいくという部分は、今後そういうふうになっていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長　不足が出た場合につきましては、その状況を踏まえまして、必要であれば

連携を取っていくというふうに考えております。

○新海委員 私どもも大分お世話になったんです。今、地域包括支援センターの受付時間は何時までですか。

○土井地域包括ケア担当課長 平日午前8時半から午後7時まで、土曜日は午前8時半から午後5時まで、日曜日・祭日はお休みですが、緊急の場合は、転送電話での受付対応をしているという状況になっております。

○新海委員 午後7時まで通常やっているの、そこを少し短くするという、そういう感じなんですか。

○土井地域包括ケア担当課長 これから諮問を予定しておりますので、そのあたりにつきましては、まだ決まっているものはございません。

○森田委員 御説明ありがとうございます。

人材確保は非常に重要な課題で、また安定的な運営のためにもクリアしていかなければいけない課題だというのが非常に分かりました。

また同様に、安定的に運営していくところで、資料の右下のほうにもあるんですけども、ICTの活用を含めた情報共有、総合支援の具体的な手法等を検討していくとありますが、現状、当市で既にICTとかを導入している事例があれば教えてください。

また、今後、さらにこの分野は進めていかなければいけないと思いますので、御予定等ございましたら、併せてお伝えください。

○土井地域包括ケア担当課長 当市では、こちらの地域包括支援センターでのICTの取組は、専用の回線と専用の端末を委託先のほうに設置しておりまして、そこで相談業務を行っていただいたりとか、あとはセンター間の情報共有ができるようなページもございますので、そこで連携を取っていただくということも取り組んでおります。

今後も、その活用について、安全に使っていただくということと、簡素化についても、今、センターと協議をして、随時見直しを行っているという状況になっております。

○森田委員 ありがとうございます。理解できました。

こうした技術を使いますと、本当に人材とかそういった面で、今後さらに厳しくなっていく状況があると思いますので、ぜひこうした技術のほうも研究を重ねていって、他市の事例等も研究しながら進めていってください。よろしくお願いいたします。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○小坂副委員長 中山委員。

○中山委員 今回のこの条例改正の資料なんですが、資料の下のところ、点線で四角く囲ってあるのですが、その中で、センターに置くべき常勤の職員について、協議会で認める場合は常勤換算方法によることできると。これも今回の緩和の一つですね。

○土井地域包括ケア担当課長 今回の緩和の内容ということでございます。

○中山委員 そうすると、先ほど3職種について質疑がありましたので理解しましたけど、この常勤換算については、国分寺市は今後の見込みというのか、常勤換算しなくて常勤を置けるのか、それともやはり常勤換算しないといけない状況なのか、その辺、現状を教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長 こちらにつきましては、柔軟な配置ということで認めていく方針になって

おりますので、ここは柔軟に各センターごとに換算で配置ができるようにというふうには考えております。

○中山委員 質疑は、現状についてです。

○土井地域包括ケア担当課長 現状は足りているという状況でございます。

○中山委員 現状は足りているということなんですね。

この常勤の職員というのは、この3職種のことなんですか、それともそのほかも含めてですか。どういった方がいるのかなというのが、ちょっと分からないので、教えていただきたいんですが。

○土井地域包括ケア担当課長 常勤で、3職種につきましては介護保険法の施行規則で規定されている職種になってございます。そのほか介護支援専門員と、あと包括的支援事業の社会保障充実分ということで、認知症地域支援推進員と第2層生活支援コーディネーター、そちらを含めると計6名、常勤で配置を定めております。

○中山委員 分かりました。6名いると。

運営協議会で必要と認める場合とあるんですが、この必要と認める場合というのは、どういった場合なんですか。

○土井地域包括ケア担当課長 こちら、まず運営協議会のほうには御意見を伺うんですけども、市のほうで必要と判断した場合には、そこを踏まえて運営協議会のほうにもお諮りして、最終的に市のほうで決定するという形になります。

○中山委員 市のほうで。要はセンターから相談があるわけですよね、恐らく、常勤がちょっと確保し切れないと。そういったときに、市として判断をどうするか、市だけで判断しちゃいけないで、市の判断の下に、この協議会に諮って結論を仰ぐと。決定はこの協議会になるんですか。

○土井地域包括ケア担当課長 決定は市のほうで行います。

○中山委員 なるほど。そういうつくり、制度上の仕組みになっているということですね。分かりました。

これは、3職種の、前段に質疑のありました、地域で合算で満たしていればいいよという規制緩和とか、そういうのが起こり得る場合、この常勤換算も含めて起こり得る場合は、議会への報告というのはあるんでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長 そのような状況になりましたら、しかるべきときに御報告をさせていただきます。

○中山委員 分かりました。それはお願いしておきたいと思います。

冒頭の説明の最後にあったセンターの安定的運営のところですけども、先ほど高野委員が詳しく質疑をされていましたが、安定的な運営ができない要因として、新卒に限らないと思うんですけど、要は新規の採用がなかなかできないというのが主な理由ということでしたが、もう一回確認なんですけど、お願いします。

○土井地域包括ケア担当課長 現在、様々、働き方については御意見はいただいているところでございます。どうしても専門職の方、定着率が課題であったりということと、若い世代の方が働きやすいというところをどういうふうに整えていくかというふうな課題があるというふうにご報告しております。

また、シフトのところにつきましても、職員の方の生活状況を踏まえますと、いろんな御意見があるというふうにご報告しておりますので、そのあたり、いかに働きやすくということも検討はして、課題とか、そこに対応できるようなことを協議しております。

○中山委員 分かりました。その定着率のことにも言及されておりましたので、この間、この地域包括支援

センターへの業務はどんどん拡大して、ニーズもどんどん増えていますので、その分、業務が増えているというのは認識をしていますし、そこで働く方たち、相談を受ける方たちが、疲れて相談を受けていると、なかなかいい相談にならない場合って、どうしてもあると思うんですね。ですので、相談を受ける側の、今、働き方ということも答弁がありましたけども、健康は当然なんですけど、精神的な疲れも含めて、受ける相談は非常に大変な相談が多くなっていると思いますので、それを受け止められる状態にないといけないと思うんですね。だから、そういう意味では、この働いている方たちの課題というのものもあるのかなというのは、今、答弁をお聞きしていて思いましたので、そもそも職種の成り手がいないという国全体の問題もある中で、その中で、せっかく確保できた方に、きちんと定着してもらう、働き続けられるようにすると。若い人でいえば、家族も含めて養っていけるような、そういうような働く職場にしていくというのは、今、大事な視点だと思いますので、理解をしました。ありがとうございます。

○及川委員 先ほどのいろいろな問題は、課題は多いと思うんですけど、諮問については、いつ頃答申をもらえることになっているんでしょうか。

○中山委員長 諮問の時期から聞きますか。

○及川委員 ごめんなさい。先ほど諮問しているというふうに説明のときに聞いたような気がしたので、もうしているのかと思ったんですけど、いつ頃諮問されて、答申はいつ頃もらう予定なのか教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長 今年度中に諮問を行いまして、来年度の早期に答申をいただきたいというふうに考えております。

○及川委員 分かりました。まだ諮問されていないということなので、安定的運営でも、幾つか、多分テーマを絞られて諮問されるのかなと思いますので、また答申が出た段階で、議会のほうにも示していただければと思いますので、来年度になりますけど、よろしくお願いします。

○中山委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 それでは、続きまして、**議案第20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 議案第20号、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育所等の連携に関する

規定を整備する必要があるというものでございます。

資料のほうを御提出しておりますので、御覧いただければと思います。

資料の項番 1 では、家庭的保育事業者と連携施設に係る制度の概要を記載してございます。ここでは条例改正に係る制度の概要として、家庭的保育事業者の連携施設について説明をさせていただいております。

家庭的保育事業者は、平成26年厚生労働省令第61号により、保育に関する連携施設を確保することになっております。その確保する内容としては3つあり、記載の①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受入先の提供です。

本市では既に①と③は確保してきたところでございますが、②について確保が難しい状況でございました。令和 7 年 3 月 31 日が確保する経過措置の期限でございましたが、今回、この条例改正では、その経過措置の期限の延長についてを御提案させていただいているところでございます。

それでは、条例改正の契機について御説明をさせていただきます。

この条例の改正は、家庭的保育事業者等の保育に関する連携施設の確保について、令和 7 年 1 月 31 日に公布されました子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により必要となりました。

概要は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第 4 号に規定する事業による支援、その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設の確保に必要な 3 つの事項で、今まで10年としていました経過措置を15年に延長したこと、保育内容及び代替保育に係る連携協力に関する見直しが行われました。

国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例と、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を同時に改正をさせていただいておりますのは、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の中の、特定地域型保育事業の運営が家庭的保育事業者の運営に該当し、今回の条例改正の連携施設についての部分が含まれることから必要となるためでございます。

新旧対照表については、同部分については併せて御説明をさせていただきたいと思います。両方の新旧対照表を使わせていただくため、ページが飛びますことを御了承いただければと思います。

それでは、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

こちらでは、第 7 条第 2 項と第 3 項の追加及び第 4 項の整理については、連携施設の確保が著しく困難な場合の緩和に関する整理をしている部分でございます。

保育内容支援については、認可保育所、認定こども園に加え、小規模保育事業者が連携施設になることができるようになりました。第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 号と第 5 項については、文言整理と条ずれの整理をしております。

続きまして、新旧対照表のページをおめくりいただきまして、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の新旧対照表をお願いいたします。

こちらでは、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例と同様の改正が行われておりますので、併せて御説明をさせていただきます。

第42条では、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の第 7 条と同様の改正が行われ、第 2 項と第 3 項が追加され、第 4 項及び第 5 項と第37条は文言と条ずれの整理がなされております。また、どちらの条例改正も、改正条例の附則で経過措置を10年から15年に延長を行っております。

戻らせていただきまして、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の新旧対照表をお願いいたします。

こちらの第17条では、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正されたことにより、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で、施設の運営に関する要件に、栄養士の配置等を求めているところを、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置しても要件を満たすことができるように一部改正が行われました。このことにより、第1項第2号に管理栄養士を追加しております。

連携施設の確保の緩和については、国分寺市は現在、今年度中に代替保育のほうも整備をする予定となっておりますので、家庭的保育事業者4施設については、連携施設の3つの条件が確保できる予定でございますので、こちらの条例改正は行いますが、その影響を受けるようなことはございません。

改正条例の施行日につきましては、改正の基となります法律と同様に、令和7年4月1日といたしたいと思います。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。

再確認ですが、今、御説明などもありまして、市内4施設あって、それで②の代替保育の提供、これが難しかったけども、これも国分寺市では調整が進もうとしていたけど、国のほうで5年延長で、はしごを外されたというか何というか、一生懸命やっていたところで、さらに全体的には緩くなっていて、もう全然、国分寺市は間に合っていますというお話だと、そういう理解で合っていますよね。確認です。

○千葉子ども若者計画課長 本来は今年度中に整備をしなければならないという規定がございましたので、今まで令和7年3月31日に向けて、市としては努力を続けてきたところでございましたが、ここで令和7年1月31日に通知が出たことによって、条例改正が必要となりますので、こちらで改正をさせていただきます。

ただ、施設のほうは、代替保育についても今年度中に整備が整う予定となっております。

○高野委員 ありがとうございます。これに関連して、ちょっとお聞きしたいんですが、先行利用調整とか、例えばこの卒園児の方が次に行くときに、ちょっとポイント加算とか、そういう何か対策というのは、国分寺市ではやられているのでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 そちらについては、③の、卒園後に園児が行く先をしっかりと市のほうで確保するというようになっておりますので、そういった調整をして、卒園児が3歳以降に他園に行けるような制度というのは設けさせていただいております。

○高野委員 分かりました。ありがとうございました。

○小坂委員 御説明ありがとうございました。

今回、本市は②の代替保育の提供というのも年度内に整うということで、ありがとうございます。

代替保育の提供の仕方なんですけども、実際にどのようにされるのかということを教えてください。

○千葉子ども若者計画課長 こちらにつきましては、市のほうで基幹型保育所システムがございますので、そちらの関連しております基幹型の園のほうで代替保育ができるように内容を整備させていただいたところでございます。

○小坂委員 そうしますと、万が一、家庭的保育の保育士の方が何らかの事情で当日の保育ができない場

合は基幹型のほうで受け止め、保育先を手配するというような理解でよろしいでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　基幹型保育所のほうでは、部屋が一定余裕があるところがございますので、そちらのほうで受け入れるような制度として、今、整備を進めているところでございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○及川委員　代替保育の提供もできるようになるようで、よかったと思います。

それで、この管理栄養士の追加のところの5行目で、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても当該要件を満たすことができるようになりましたというところなんですけど、栄養士は、皆さん、それぞれ勉強してなると。それで、その上で、管理栄養士は国家資格なので、国家試験を受けてなるわけですね。なので皆さん、栄養士の免許はあるんじゃないかと思うんですけど、栄養士の免許を有しない管理栄養士の方というのはいるんでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　管理栄養士の養成施設を出た場合は、栄養士の免許というのは申請をした上で資格を取るんですけれども、取った上で、管理栄養士の国家試験を受けることになりますが、ここで栄養士法が改正となりまして、管理栄養士の養成施設を出た場合は、栄養士の免許を申請しなくても、管理栄養士の国家試験が受けられるようになりました。栄養士法が改正となりまして、栄養士の免許を管理栄養士が取る必要がなくなったために、今回、この条例改正が必要となっておりまして。

○及川委員　栄養士法が変わったということなんですよ。それぞれすごく手続きが煩雑で、それを簡素化するために、管理栄養士の試験を受ける人はまず栄養士免許を取る手続きをやらなくちゃいけなかったのを、それをなくして、その試験を受けられるので、栄養士免許を持っていない管理栄養士の人も出てくるということになるわけですね、今後ね。それも含めるということで理解しました。

○中山委員長　ほかにはございますか。

○小坂副委員長　中山委員。

○中山委員　新旧対照表でいうと、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例のところだと思うんですが、先ほど、冒頭の説明を、私、聞き逃したかもしれないんですけど、今後、その連携施設に小規模保育事業も含めるようになったと。前から含んでいたんじゃないのかなと思ったんですけど、その辺、もう一度教えてください。

○千葉子ども若者計画課長　特定地域型保育事業については、現在、国分寺市では、家庭的保育事業者のみとなっておりますが、この枠の中では、小規模保育事業とか、居宅訪問とか、そういった施設も入っております。

ただ今回、条例改正をして、小規模保育事業のほうが連携施設となったのは、保育内容の支援のところだけとなっております。今までは保育所と認定こども園だったんですが、そこを今回は小規模保育事業のほうで、連携園の資格として、保育の内容について含まれることになりましたので、そちらの改正も含まれております。

○中山委員　分かりました。

ただ、今、冒頭説明があったように、この特定地域型保育事業は、国分寺市内では家庭的保育事業だけだと、小規模保育事業は市が計画しないと誘致されない、そういうものでよろしかったでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　現在、国分寺市のほうでは、計画事業の中で小規模保育事業の誘致というのは考えておりませんので、現在はそちらがこれから誘致されるということは、今のところ計画上はございません。

○中山委員 確認したかったのは、その計画になれば、市内には小規模保育事業ができないのか、計画になくても、小規模保育事業運営者がやりたいとなれば開設できるのかということなんです。

○千葉子ども若者計画課長 小規模保育事業者が施設を設置する場合には、市のほうと協議をしなければいけないということになっておりますので、その協議の段階で、市のほうが小規模保育事業の必要がない場合は、そちらの協議として、お断りというか、今は市としては必要がないというような御説明をさせていただくことになろうかと思います。

○中山委員 分かりました。私もそういう認識だったなと思ったので、ちょっと確認をさせていただきました。今、この小規模保育事業が市内にできる計画は当面のところないということですね。理解をしました。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、一定時間時間たちましたので、10分程度休憩したいと思います。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

————— ◇ —————

○中山委員長 続きまして、調査 教育ビジョンについてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○廣瀬教育総務課長 調査事項1、教育ビジョンについて、(1)第3次国分寺市教育ビジョンの決定について御報告をいたします。

これまで約2年間かけて次期教育ビジョンの検討、策定作業を行ってまいりましたが、このたび計画決定いたしましたので、昨年実施いたしましたパブリック・コメントの実施結果なども含め、本日、御報告させていただくというものでございます。

まず、資料No.1-1を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和6年10月から11月にかけて実施いたしましたパブリック・コメントによる意見提出手続を経て、この間、十分な検討を加え、決定をしたものでございます。

1ページの資料の上段に記載のとおり、提出のあった御意見計145件のうち、計画に反映いたしました御意見は12件、既に反映済みの御意見は28件でございます。資料右側の市の考え方と反映状況の各欄には、それぞれその内容をお示ししておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、資料No.1-2を御覧いただきたいと思います。

ここには、今申し上げたパブリック・コメントの意見反映による、資料No.1－3のほうの計画本体の書きぶりの修正箇所をピックアップをして、新旧対照表にしてお示しをさせていただきますので、こちらも併せて御確認いただきたいと思います。

続きまして、資料No.1－3、こちらにつきましては、決定いたしました次期教育ビジョン本体の冊子をお示しさせていただきます。

計画の中身の構成につきましては、基本的にパブリック・コメント前と変更はございませんけれども、例えば、42ページ、43ページなどを御覧いただきますと、関連の写真を新たに掲載をし、さらに見やすく、親しみやすいような冊子として、90ページからは用語解説等も記載させていただきます。

98ページにわたりまして、非常にボリュームがございますので、個々の内容につきましてはお読み取りいただきたいと存じますが、現行の第2次教育ビジョンとの大きな変更点について、少し御説明をさせていただきます。

新たな事業の位置づけにつきましては、令和6年第3回定例会の本委員会におきましても幾つか御説明をさせていただきますけれども、62ページ、63ページ、こちらを御覧いただきますと、ここに記載のある国分寺学の推進でありますとか、その次のページ、64ページ上段、こちらには中学校の部活動の地域連携・地域移行など、今後、市長部局とも緊密な連携を図りながら着実に推進すべき重要な取組などにつきましても新計画に盛り込んでございます。

また、全体的な見やすさなどにも配慮いたしまして、配色を工夫したり、教育委員会の全分野のコラムを計11か所加えるなどして、現行の教育ビジョンよりも、さらに見やすく、分かりやすく、そして実際に市民に読んでいただけるような計画書の策定を目指して取り組んでまいりました。

最後に資料No.1－4ですけれども、こちらは計画の概要版をお示ししております。

計画の18ページから21ページにある体系表を、方向性別の配色と統一した配色にしているほか、現行の第2次教育ビジョンの概要版より、全体的にさらにコンパクトにまとめ、作成しております。

以上、約2年間にわたって策定作業を行ってまいりました第3次国分寺市教育ビジョンですけれども、令和7年度からは、これらの新たな計画の位置づけを踏まえまして、庁内、学校、関係機関、そして地域の市民の皆様と十分な連携を図りながら、各取組の推進を図ってまいります。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○森田委員 御説明ありがとうございます。本当に非常に分かりやすく、見やすく、コラムとかも充実して、よい第3次国分寺市教育ビジョンになったかなと思っております。

以前の委員会とかでも、こうした計画について、ちょっとお伝えさせていただいたんですけども、分かりやすくとか、どうやって広めていこうかなというのは非常に課題だと思っているところでございます。今回、概要版等も作成されているんですけど、やはり分かりやすい版とか、子ども向け版とか、はたまた、紙にとらわれないで、デジタルコンテンツ等も使いながら、多くの方に知ってもらって、その結果として、目的の遂行を図っていけばいいかなと思いますので、ぜひ、そういった分かりやすい子ども版や、形にとらわれないデジタル版などの作成も視野に入れていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○廣瀬教育総務課長 今、御意見のございました子ども版とやさしい版、こちらにつきましては、次年度の策定に向けて、しっかりと検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

周知につきましては、今回、御報告を本委員会ですておりますけれども、3月15日号市報に掲載をさせていただいて、同時にホームページのほうにもそれを掲載していくという方向で、今、進めておりますの

で、そこについてもしっかりとやっていきたいと思います。

○森田委員　ぜひ、多くの方に理解していただけるように、漫画版などもあっても面白いかと思いますが、意見にとどめますので、よろしくお願いします。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○新海委員　本当に御苦労さまでございました。

国分寺市の市史編さんのところで、子ども市史を予定しているというのが書いてあるんですけど、それは、どんな状況になるのでしょうか。

○依田市史編さん室長　子ども市史は、昨年策定いたしました新たな国分寺市史編さん基本方針の中にも、将来的な刊行物の中に含めてございます。

他市の自治体史の編さんの状況について、昨年、ヒアリングで回っておりましたときに、大人向け以外に、子どもたちにも地域の歴史を分かっているための市史の刊行物を射程に入れている所が結構ございましたので、本市も目指したいというふうに考えているところではございますが、子ども市史については、大人向けの市史を作った後で、それを分かりやすく子どもたちにもお伝えすべく、作りたいと思うんですが、まだ具体的な構想は固まっていない状況でございます。今後、他自治体の刊行する子ども市史なんかの内容を踏まえながら、本市に見合ったような形で子ども市史を作っていけたらというふうに思っております。

○新海委員　科学センターなんかでも講演したり、小学校でやったりすると非常にみんな興味を持つんですよ、それこそ縄文時代からね。ですから、ぜひお願いいたします。要望して終わります。

○高野委員　お聞きしたいというか、お礼も言いたい点がありまして、調査事項の資料No.1－1のパブコメの意見についてで、ページ数だと2ページのNo.18で「子どもの声を、ぜひ実現してほしい。留学支援・奨学金支援に関して、市が独自に取り組んでほしい」というのに対して、この「済」というのは「今後も子ども達の声を大切に教育内容の充実を図っていきます」ということで、済んでいますという意図なんだと思うんですけども、その後段の「一方で、留学支援・奨学金支援に関しては研究してまいります」ということで、研究していただけるとのこと、ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、今、結構、低学年の子で公立の学校に通っていても、もう英語ぺらぺらだよとか、そういう声も聞いていて、海外留学に対する考え方というのは大分これから変わっていくんだろうなと思っていて、ぜひこの研究は進めていただきたいと思っております。御担当者として、その研究への意気込みを一言いただければ幸いです。

○高橋学校指導課長　市といたしましては、こうした海外留学の制度については、より広域的に対応すべきというふうに考えているところでございまして、具体的な検討ということは行っていないところでございます。

ただ、御案内いただいたように、東京都がこうした助成金を行っていくということでございますので、そうした動向を注視しながら、教育内容についても、また考えていきたいと思っているところでございます。

○高野委員　全体の状況も含めて、ぜひ、一生懸命研究していただければと思います。要望で終わります。

○及川委員　2年間にわたって、アンケートや、いろんなところからも意見を聴取していただいて、また、このパブコメ145件の対応をしていただきまして、本当にありがとうございました。

全部がカラーじゃないんですね。2色のところもあるみたいですけど、とてもきれいな表紙でいいか

なと思います。

それで、パブコメの市の考え方について少し質疑しますが、まず中学校給食のところはいろいろ意見が出ていて、43番で「持続可能な提供の在り方について研究を進めていきます」ということで追記していただいたようで、ありがとうございました。

それで、今、どういう状況になっているのか。庁内の検討委員会というのをつくっていると思うんですけど、実際、会議などをやっているのか、その辺の状況についてお聞かせください。

○村上学務課長　こちらは庁内検討委員会でございますが、政策部長を委員長といたしまして、庁内関係課、こちらは教育部長、政策経営課長、公共施設マネジメント課長や建築指導課長、学校指導課長、教育総務課長、それから市内の校長先生、栄養士を含めたメンバーで、今のところ第1回の検討委員会を行ったという状況でございます。

○及川委員　1回やったということですね。今後の予定はどうなんでしょうか。

○村上学務課長　こちら年度内にあと2回の開催を予定しているところでございます。

○及川委員　年度内にあと2回やるということで、分かりました。適宜、御報告などお願いしたいと思います。

それと123番で、私、以前、聞かなかったんですが、トライルームにおけるバーチャル・トライルームというのは令和6年度から始めたということなんですが、実際にどんな感じでやっているのか教えていただければと思います。

○關学校教育担当課長　バーチャル・トライルームにつきましては、令和6年5月末から運用を開始したところとなっております。

今年度、現時点の段階では30名程度、登録している児童・生徒がいるところとなっております。

平日、バーチャル空間上で開室しておりますので、児童・生徒が、そのときの状況によって自由に入退室できるような仕組みとなっております。

そのバーチャル空間上では支援員とコミュニケーションを取ったり、また学習コンテンツがございますので、ドリル学習に取り組んだり、その子どもの状況に応じて、ある程度、自由な形で使用しているような状況となっております。

○及川委員　平日は毎日やっているんですか。

○關学校教育担当課長　基本的に学校が授業を行っているのと同様と捉えていただければと思います。ですので、平日は午前、午後ともに開室しているような状況でございます。

○及川委員　分かりました。

30名ほど登録しているということで、みんなじゃないと思いますけど、10人ぐらいずつでやっているんですか。どうなんでしょうか。

○關学校教育担当課長　実際の運用上においては、やはりパソコンをずっと使用するような形になりますので、1日中使っているという子どもはいないような状況です。ですので、例えば、午前の1時間入室したり、あるいはまた午後の30分程度入室したりというところになりますので、例えば全員が集まるということはなかなか難しいんですが、少人数では、児童・生徒同士が一緒にコミュニケーションを取ったりという場面は見られているところでございます。

○及川委員　必ず誰か対応してくれているということでよろしいですね。うなずいているので、分かりました。

そういうのは、本当、今の子どもたちには割といいんじゃないかなと思いますので、今後期待したいと思います。

それから、最後に131番なんですけど、自転車通学なんですけど、これは中学生に対して認めてほしいという要望ですが、これは駄目で、今は全然無理だと思うんですけど、検討などされているんでしょうか。

○高橋学校指導課長 このことにつきましては、こちらの市の考え方に書かせていただきましたように「中学校長会と連携して検討していきます」ということで、検討を開始しているところでございます。

先ほどありました部活動の地域連携・地域移行等とも、いろいろ関わってまいりますので、どのように運用できるかという前向きなところで、今、検討を行っております。

○及川委員 分かりました。結構、家が遠い子どももいるし、前は駄目だったんですけど、そういえば部活動の地域移行というものもあるので、またそういったことも検討を開始したということで了解しました。ありがとうございます。

○小坂副委員長 中山委員。

○中山委員 関連でお聞きしたいんですが、最後の自転車通学のところで、部活動の地域連携・地域移行とも関わりがあると答弁、説明がありましたけど、それは自転車通学とどういう関わりがあるのでしょうか。

もうちょっと言うと、前回の閉会中の委員会で質疑がありましたけど、当面目指すのは土日の地域移行というか、土日の環境整備を進めていくということだったと思うんですよね。通学となると平日じゃないのかなと私は思ったので、その辺の関係性がちょっと分からなかったもので、教えてください。

○高橋学校指導課長 まだ詳細はこちらも伺っておりませんが、検討を開始したのは平日のいわゆる通学においてではございませんで、委員がお話しされたような休日の地域移行、例えば一つの地域クラブをどこかの会場でやる。それを市内で合同でやるので集まってくると。そういったところで、それを使うかどうかといったところもございます。

また、今後、そこまで行かなくても、合同部活、また大会等にそれを活用していくのかどうかというところを現段階では検討を行っているというふうに聞いているところでございます。

○中山委員 分かりました。平日の通学ではないということですね。その点は理解をしました。

○小坂委員 関連でお伺いいたします。

現在のところは土日の部活動では自転車の使用を認めていないということでしょうか。確認させてください。

○高橋学校指導課長 現段階において、それを土日について認めているかどうかというところについては、こちらとしては把握をしておりません。現段階では、各学校で活用に向けて検討を行っているというところまで聞いているところでございます。

○中山委員長 把握はしていないと。多分、任せているということだと思います、前向きに捉えれば。よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

○小坂副委員長 中山委員。

○中山委員 バーチャル・トライルームですけど、これは本名で入室するというのがルールでしたか。違いましたか。ちょっとその確認です。

○關学校教育担当課長 入室する際には本名ではなく、自分の好きな名前をつけて、アバターで入室して、

活動することができるようになっております。

○中山委員　できるよになっているということは、本名の子どももいるんですね。あともう一つは、支援員との絡みでいえば、教育委員会側はどのアバターがどの子ということは理解、把握しているわけですね。そこが一番のポイントなので、その点だけ確認させてください。

○關学校教育担当課長　学校を通じて、申請書を教育委員会で受け付ける形になっております。その申請書に基づいて割り当てるような形になっておりますので、教育委員会、また学校においては、どの児童・生徒が使用しているかというのは把握しているような形となっております。

○中山委員　分かりました。

最後に、及川委員が最初に質疑されていた中学校給食の検討委員会は、今年度中にあと2回やられるということで、それは、今年度中に成果物というのかな、報告書というのかな、そういうのは今年度中に出来上がるという理解でよろしいのでしょうか。

○村上学務課長　こちら年度内の報告を目指しているところでありますが、ただ、その検討状況に応じて、年度を繰り越す可能性もございますので、必ずしも年度内で締めるということを今の段階で決めているものではございません。

○中山委員　分かりました。とはいえ、長く引き延ばすとか、そういうことではなくて、検討しなきゃいけないことは検討する必要があると思うので、その場合に年度を越えてしまうこともあるかなというふうに理解をしましたが、それでよろしいでしょうか。

○村上学務課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○中山委員　分かりました。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

○小坂委員　策定の件、お疲れさまでした。様々、私のほうでも意見させていただき、一部反映をさせていただきまして、ありがとうございます。

今回、145件ということで、たくさんの意見を、エネルギーと時間を割いて寄せてくださった市民の方、特に保護者の方だと思いますが、計画に反映されたものはごく一部になりますが、既に入っているもの等もあったようです。今回の意見を、ビジョンへの反映はなかったものにつきましても、今後の教育活動にぜひ生かしていただきたいと思いますと思いますが、一言いただけますでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　同様の御意見は、前回の閉会中委員会でもいただいたところですけども、これは計画でありまして、当然、教育施策の方向性を示すものでございますので、ここに盛り込めないというものは多々ございます。

ただ、前回もお答えをいたしましたけども、日頃から、私どもは学校教育、社会教育で様々な事業を展開してございます。その中で、今回いただいた意見を踏まえて、よりよいものにしていけるというのは当然のことでございますので、そこについては、しっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○小坂委員　ぜひ、お願いをいたします。

こちらのいただいた意見のほうを見ますと、例えば10番で、市の考え方を読みますと、市、また教育委員会は十分声を聴いていると考えている。しかし、市民のほうでは、やはり聴いてもらっていないというようなお気持ちの方が多くいらっしゃるということが、今回の意見を見ても感じたところです。

私も前回でしたか、これまでに、ビジョンの策定委員の検討、有識者や市民をというようなこと、御提案を申し上げたところではありますが、そういった御意見も幾つも見られましたので、次期策定の際には

ぜひ御検討をいただきたいと思います。要望にとどめます。

一点お伺いしたいのが、67番になります。特別支援教育についてもたくさんの御意見をいただいたところですが、令和8年度に開始する国分寺市特別支援教育推進計画（義務教育時）というものを策定されるのかと思いますが、令和7年度、どのように進められるのか、お伺いをいたします。

○關学校教育担当課長　現在は、第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づき、特別支援教育の充実を図っているところとなっております。

こちらの計画につきましては、令和4年度から7年度となっております、令和8年度が次期計画の位置づけとなっております。そのため、令和7年度においては、策定に係る委員会を立ち上げまして、検討を進めていく予定となっております。

○小坂委員　策定の時期ですとか市民公募等について教えてください。

○關学校教育担当課長　詳細につきましては、スケジュール観もこれから決定していくような形になりますが、4月当初のところから委員公募等、各学校からの委員の推薦も踏まえて、開始をする予定となっております。

○小坂委員　ぜひ、公募の市民枠も御検討いただきたいと思います。

P T A連合会がなくなりまして、一定、市に保護者の声が届きにくくなっているのではないかと懸念しています。ぜひ、市民公募枠で保護者の方が入れるような仕組みを御検討いただければと思います。

また、8番ですが、今回、小学6年生と中学3年生がそれぞれ最高学年ということで、タブレットによるアンケート調査を実施していただきましたが、全学年に調査をというように、各年齢の気持ちをヒアリング調査してほしいというようにお声が届いています。私も同じ思いです。市の考え方として、対象学年について検討していきますとのことですので、ここの部分はしっかりと低学年の声も聴いていただきたいと思います。

特別支援を受けている子どもたち、不登校の子どもたちについてもアンケート調査を実施をされたと、こちらには書かれていますが、今回はタブレットによるものでしたので、回答できなかったお子さんもいるというふうに、こちらの耳に入ってきています。ぜひ通常級だけではなく、特別支援、また不登校の子どもたちへのアンケート、ヒアリングを、特に今後、丁寧をお願いしたいと思います。一言いただけますでしょうか。

○廣瀬教育総務課長　これまでもお答えをしまいましたが、今回、初めてアンケート調査を実施したわけでございます。

やってみた中で、様々、もう少しこうしたほうがよかったということも当然ございます。ただ、現時点で先々必ずこれをやるということは明言はできませんけれども、とにかくよりよいものにしていくところの気持ちは変わりませんので、そこに向けて全力で取り組んでいくということでございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　それでは、質疑を終了いたします。

調査、教育ビジョンについては、令和6年6月24日に調査事件として設定して以降、本委員会にて御報告いただきながら審査を深めてまいりましたが、第3次国分寺市教育ビジョンがここで策定されましたので、委員会としましては、これをもって所期の目的を達成したものと考えます。したがって、本調査はこれで終了といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、調査、教育ビジョンについては、ここで終了とすることに決しました。



○中山委員長 では、続きまして、調査 子ども若者・子育ていきいき計画についてを議題といたします。
担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 調査事項、子ども若者・子育ていきいき計画について、令和5年度より検討を始め、2か年をかけて策定してまいりましたが、ここで国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画を策定いたしましたので、御報告を申し上げます。

資料を御提出しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、資料No.2-1をお願いいたします。パブリック・コメントの意見反映状況についてでございます。

この意見につきましては、さきの閉会中の当委員会でお示しさせていただいておりますが、個人12名から合計51件の御意見をいただきました。今回は、この市の考え方と反映状況を記載してございます。

反映状況につきましては、反映した意見9件、反映済みが3件、反映なしが39件でございます。反映いたしました9件の意見につきましては、資料No.2-2に新旧対照表を作成いたしましたので、御覧いただければと思います。

意見を反映させていただきましたものは、計画の中身をより市民の方が理解しやすくなるような視点で市の考え方をお示しし、修正した計画書のページ、パブリック・コメント時の「旧」、それから反映後の「新」の順として記載をしてございます。また、変更しました文章の箇所については下線を引いております。

続きまして、資料No.2-3、こちらは計画の本編となります。

パブリック・コメントの際の計画の案より変更した点といたしましては、反映したパブリック・コメントの意見と、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会よりいただきました意見を変更してございます。

計画策定検討委員会よりいただきました意見の中では、コラムのページについても目次があったほうが読みやすくなるのではないかという御意見をいただきまして、計画書の目次の裏面にコラムの目次ページを追加させていただきました。そのほかは表記や文言の整理をいたしております。

このような内容で、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画を決定してございます。御確認いただければと思います。

資料No.2-4については概要版、資料No.2-5についてはやさしい版でございます。こちらもお目通しいただければと思います。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。

資料No.2-1で、No.18のヤングケアラーのところですが、資料の5ページです。ヤングケアラーの子ども自身が声を上げやすい仕組みづくりについて具体的な方策をとということなんですけど、これは何か、既に案というのか、イメージというのは、もうあるんでしょうか。もしあれば教えてください。

○千葉子ども若者計画課長 今回は、こども基本法やこども大綱の中では、子どもの意見を聴いていきますというようなことが基本にございまして、市のほうでは、これからいろいろ、様々な事業等については

子どもの意見を聴いていくということになります。その中で、ヤングケアラーについても、その一つかというふうに考えておきまして、まだ具体的に、どのような方法が一番、子どもたちの声がこちらに届きやすいのか等についても含めまして、今、検討をしているところでございます。

○高野委員　まだ具体的な形は、それも含めて全て検討中ということですね。ありがとうございました。

あと実態調査というの、何度もこれまで私を含め、何人かの議員から求めがあったと思うんですけども、実態調査について、国から言われているということは何かあるのでしょうか。

○坂本子育て相談室長　国のほうからは、実態調査を実施するようにと、そういったお話はいただいております。

また、国からのそういったお話に対して、今現在、実施に向けて、するかどうかも含めて検討しているところでございます。

○高野委員　国からは実態調査をしたほうがいいのではないかと、そういった連絡が来ていて、実際にやるかどうかは検討中ということですね。

もしやるとしたら、大体、実施時期はいつ頃になりそうですか。それも含めて検討中なんだろうけども、あるいは、もしやるとなったら、予算措置とか、そういったものはあるのかどうかというのは、分かる範囲でお答えください。

○坂本子育て相談室長　まず、時期につきましては、まだ今現在、検討をしているところでございますので、そのところは、今お答えすることはできない状況になります。

また、予算措置に関しましては、具体的な実施方法をどうするか、それによって予算が必要かどうか、こういったことも必要でございますので、それについても、今後、検討の中で考えていかなければいけないというふうに考えております。

○高野委員　まずは支援の前段階の実態調査というのは、ずっと求めてまいりましたので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。答弁は求めません。要望で終わります。

○小坂副委員長　中山委員。

○中山委員　関連でお聞きしたいんですが、調査の検討というのは、この間、やる、やらないを含めた検討という答弁が続いているんですが、その検討はいつ頃に答えを出すのか、それを教えてください。

○坂本子育て相談室長　いつまでにその検討の結論を出すかというところまでは、まだはっきりと決めてはございません。

ただ、このことに関しましては、どういうふうにやっていくべきかというのは、今現在もそうでございますし、令和7年度におきましても、しっかり検討してまいりたいと考えてございます。

○中山委員　はっきりとした、いつまでという時期までは求めませんが、そうはいつても、大体いつ頃までに結論を出すのかというゴールがなければ、ずっと検討になるのかなど。この業務だけではありませんが、ちょっとそう思ったので、ある程度、いつぐらいまでという目安というのはきちんと持って取り組まなければならないと思うんです。

今もう年度末ですので、今年度中にはなかなか厳しいということを考えると、この場では答弁を求めませんが、おおよそのめどであっても、このぐらいまでに結論を出すというのは、担当の中でスケジュール観を持って取り組んでいただきたいと思いますので、要望して終わります。

○小坂委員　関連で、ヤングケアラーについてお伺いをいたします。

計画の中では72ページで、73ページにコラムとして掲載をいただいています。

ヤングケアラー・コーディネーターなんですけれども、実際に活動をして支援をしていただいていると思うのですが、なかなか動きが見えにくいようなところがありまして、実際に、具体的にどのような活動を何名でされているのか、確認をさせてください。

○坂本子育て相談室長 ヤングケアラー・コーディネーターにつきましては、現在1名を配置してございます。

令和6年度、ヤングケアラー・コーディネーターを中心として行った事業でございますけれども、まず市内全小・中学校の民生・児童委員の連絡会への参加や、東京都が主催のヤングケアラー支援者の集まりであるとか連絡会、または研修、こういったものに参加をさせていただいております。

また、子どもたちへの周知としては、こそでんカードの配布と併せて、ヤングケアラーの相談先が載っているカードを小学5、6年生及び中学生に配布をさせていただいております。

また、今年度は関係分野への働きかけとして、障害福祉分野、高齢福祉分野の各連絡会のほうに参加をさせていただいて、ヤングケアラーについての研修であったりとか意見交換、こういったものをさせていただいております。

令和7年度も、引き続き、こちらのほうを継続してやってまいりたいというふうに考えてございます。

○小坂委員 もう一点、スクールソーシャルワーカーとの連携についてと、実際に支援につながった子どもがいたのか、いたとしたら何名いたのか教えてください。

○坂本子育て相談室長 今現在、ヤングケアラー・コーディネーターで把握している件数というのは数件程度というところになります。

先ほどスクールソーシャルワーカーという話がありましたけれども、私ども、子ども家庭支援センターの相談支援事業の中で現在把握している方もいらっしゃるしまして、そういった方に対して、今現在、支援を行っているところでございます。

○小坂委員 先ほど議論もありましたけれども、実態調査をすることで、支援が必要な子どもたちが見えてくるかと思うので、私のほうからも改めて、調査の必要性和早期の取組をお願いしておきたいと思っております。

また、73ページで触れられておりますが、ヤングケアラーと言われる子どもたちが、実際どういう子どもたちなのかというところが、例ということで明文化をされています。子どもでありながら、家族に代わり世話や見守りをしたり、家事をしたりしているというふうに多くは認識をされているかと思いますが、世話をしている子どもだけではなくて、例えば、障害のあるきょうだいや、医療的ケア児のきょうだいがいることで、保護者のケアがきょうだいのほうに行ってしまう、本来受けられるはずのケアが受けられない子どもたちもいるのではないかと思います。そういった、いわゆるきょうだい児に関しても、ある意味、ヤングケアラーではないのかなというふうに思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

○坂本子育て相談室長 今、お話しいただきましたとおり、ヤングケアラーと思われる子どもの中には、きょうだいのケアをされている方もいらっしゃる状況でございます。そういった方も、基本、ヤングケアラーとして支援をしていくべき対象だというふうに考えております。

そういったことも含めて、これまでも、今年度は障害福祉分野、高齢福祉分野とも連絡会、意見交換を重ねています。そういった中で、きょうだい間のケアなども把握できるような取組を考えてまいりたいと思っております。

○小坂委員 重ねてになりますが、例えば、上のお子さんが医療的ケア児だったり障害がおありで、低年

齢で世話をしているですとか、その子自身が世話をしているわけではないけれども、保護者のケアなどが行き届かないというようなこともあると思いますので、そういったことに関しても御検討をいただければと思います。要望で終わります。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

○小坂副委員長　中山委員。

○中山委員　度々、関連で申し訳ないんですけど、今、きょうだい間のヤングケアラーとありましたが、その場合はどういう支援をされていくのか。もう把握されているということなので、そこへの支援もされていると思うんですよね。そういうときは、どういうふういきょうだいへの支援をされているのかというのが、今、お話を聞いていて、国分寺市の中で、どういうメニューがあるのかなというのがぱっと思いつかなかったの、ちょっとお聞きしようと思ったんですけど、どうでしょうか。

○坂本子育て相談室長　例えば、きょうだいの方が障害をお持ちである場合は、様々なサービス、事業がございますので、そういったものが受けられるかどうか、また、情報提供などをすることも想定されます。

今、具体的な支援関係なんですけれども、実際のヤングケアラーの支援におきましては、その子どもたちだけではなく、保護者の方、その家庭全体を含めて、どういうふう支援をしていくか、またどういうふうなアプローチがいいのか、こういったことも考えて支援を考えていかなきゃいけないので、そういったことも踏まえると、一概にこういう場合はこうというのが、なかなか御説明がしづらい部分でございます。個別に、その御家庭の状況に応じた支援を行っているような状況でございます。

○中山委員　この点は、これで終わりますけど、今答弁されたように、本当に、その家庭ごとに全く違うと思いますし、市が行っているサービスで対応し切れない場合というのも多々出てくるんじゃないかなというのを聞きしていて思ったんです。その際に、どういうふう支援していくかというのが、また難しいところだと思いますし、そこは支援していかないといけない課題でもあるので、ここでは問題提起で終わりますけど、今後、まずは早急に把握をしていただいて、そこからどういった支援が必要なのか。コーディネーターは、今、1名ということですけども、1名では足りないんじゃないかなというふうに私は思いますし、その辺、この全体的な体制を整えていく、市側の体制を整えていくことも大事だと思いますので、要望して終わります。

別件で、前回か前々回ですかね、小1の壁について、この計画でいうと2ページの国の取組の中で記載があって、質疑をしましたが、改めて、このアンケート結果を見てみたんです。お父さんとお母さんが朝、家を出る時間のアンケートがありまして、お父さんでいうと午前7時台に家を出るという方が4割を超えていて、パーセンテージも前回の調査より上がっていますし、6時台に出る方も15%いらっしゃるんです。お母さんのほうを見ても、やはり同じような、7時台に出る割合が増えていると。

私も実際、今、相談を受けていまして、親が学校が始まる前に、もう家を出なければならないと。保育園なら預けられますけども、小学生になったときに、どうしたらいいのか、仕事を辞めなければならないのかと、そういう相談になっています。

こども家庭庁でしたか、何かアンケート、去年9月だったかな。私の記憶が違ったら申し訳ないですけど、国としてもこの部分への対応というのは今後考えていくところだと思いますので、市としても、三鷹市ですとか、取り組まれている自治体もあるので、今後、私としては、できるだけ早く、どういうふうに対応していくのかという検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、一言いただいて終わります。

○千葉子ども若者計画課長　以前にも、こういった御質疑をいただいた経過があったかと思います。こち

らについては、学校内の管理と、それから子どもたちの居場所をどういうふうに設定していくかというのは、この場で何か市に案があってお答えできるということは、なかなか今現在は難しいところでございます。そこについては、どういった方法があるのかとか、そういったものは引き続き検討していく必要はあるのかなというふうに考えてございます。

ただ、今現在、教育部の学校施設の問題や、例えば、子ども家庭部であれば、学童保育所等の子どもの居場所、学校外の子どもの居場所などもございますので、どういった方法が一番、朝の時間帯で見守りができるのかというのは、よく検討していく必要があろうかなというふうに思います。

○中山委員　難しい課題の一つだとは思っています。だからこそ、そんな簡単に答えの出る問題でもないで、その検討を始めていくというのは大事だと思うんです。

今、答弁にもありましたように、学童保育所で朝の受入れをしている自治体ですとか、あと学校施設なんですけども、シルバー人材センターですとかに教育委員会が委託をして、教員でない方の見守りをつけて、居場所として学校施設で受入れをしているですとか、そういう事例が増えてきていると思うんです。

なので、今、少しずつだとは思いますが、全国的にも増えてきていますし、大事な問題でもありますので、ぜひ、なるべく早く、いろんな自治体を研究しながら、国分寺市でどうやっていけばいいのかというのは、方向性を出して、実施していただきたいなと思いますので、要望して終わります。

○中山委員長　ほかにございますか。

○小坂委員　今の点に関しては、子どもたちが校門の前で待っているようなこともあり、万が一の大きな事故につながる前に、何らかの新しい施策の検討を私のほうからお願いしておきたいと思います。

あと一点、今回、やさしい版を作っていただきました。これに関しては先日の代表質問でも触れさせていただきまして、大変分かりやすく、子どもにも届くようなものを作っていただいたなというふうに思っています。多くの方に届くように周知や配布の工夫をしていただきたいと思います。現在のところ、何か考えていらっしゃることはありますか。

○千葉子ども若者計画課長　子どものために、やさしい版というのも作りましたので、どのような方法が一番子どもたちに手に取っていただけるのかとか、あと見ていただけるか、大人の方にとっても分かりやすいとは思っていますので、周知方法については、今検討しております。子ども関連の施設に置きたいというふうにも考えておりますし、あとはどのような方法が一番子どもたちの目に入るのか、見ていただけるのかというのは、今、検討を重ねているところでございます。

○小坂委員　ぜひ、子どもだけではなく、子どもの周りにいる方、一般の方にも広く知っていただけるといいなというふうに思っております。

先日、総合ビジョンのほうでも、子ども版をつくっていただけるということで、中学校の授業などで使っていきたいというような御答弁がありました。こちらに関しても、ぜひ教育のほうと連携していただいて、例えば、国分寺学ですとか、総合的な学習の時間ですとか、授業で使っていただけるような連携の検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　授業で使っていただけるかどうかというのは、なかなか難しい内容かなというふうに思いますので、教育部のほうと、どのような連携ができるのかということは研究してまいりたいというふうに思います。

○小坂委員　子どもたちにとっても大変分かりやすい、よい教材になるかと思いますが、ぜひ、御検討のほうをお願いしておきます。

○及川委員 先ほどの朝の居場所の話で、私、この間、品川区の担当者の説明を傍聴したんですけど、まず最初にどれだけ希望があるかということで、学童保育所に通っている子どもたちにアンケートして、半分ぐらい希望があったということで、令和7年度は、まず3校でやって、秋から全校展開すると言っていました。学校が多いので、それなりに大変かと思うんですけど。

それと併せて、朝御飯を食べていない子が、7%ぐらいいるということで、二、三十食みたいなんですけど、それも提供を始めるというふうに言っていました。

それぞれ実態が違うと思うんですけど、多摩地域の方は朝、皆さん出かける時間が早いので、品川区の人はどこまで通勤しているか、ちょっと分からないんですけど、多摩地域のほうがより要望が強いかなと思うんですね。

いろいろアンケートも大変かと思いますが、先ほどのヤングケアラーのことなんかも含めて、一緒に取っていけば、割と実態もつかめてくるんじゃないかなと。あと要望とかね。

アンケートの結果で1.4%、自分がヤングケアラーだと思っているという数字もあるので、100人に1人、1.5人ぐらいということになる。200人で3人ということになるので、それは「思っていますか」という聞き方だから、もしかしたら思っていない人で、実態はなっている子って結構いると思うんですね。昔は割と普通だったのかもしれませんが、そのために、ほかの子と遊ぶ時間が減ったりとか、仕方ないと思っている子もいるかもしれませんが、支援の方法はいろいろあると思うので、実態調査は、本当に早くやっていただきたいなと思いましたので、まとめてどなたか答弁していただいて終わります。

○千葉子ども若者計画課長 子どもたちの朝の居場所とか、あとヤングケアラーにつきましても、該当している子どもたちにとっては大きな課題かなというふうに考えますので、市といたしまして、どのようなことができるのかということは、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えます。

○中山委員長 ほかに。よろしいですか。

ちなみに、この資料は案となっているんですが、もう決定したということではよろしいのでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 すみません。決定をさせていただきます。

○中山委員長 では、質疑はほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 質疑なしと認めます。

それでは、調査、子ども若者・子育ていきいき計画については、令和6年6月24日に調査事件として設定して以降、本委員会にて御報告いただきながら審査を深めてまいりましたが、計画が策定されたということですので、委員会としましてはこれをもって所期の目的を達成したものと考えます。したがって、本調査はこれで終了といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしということで、調査、子ども若者・子育ていきいき計画については終了といたします。

では、切りがいいので、ここで午後1時半まで休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時30分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

◇

○中山委員長　それでは、午後は報告事項に入ります。

報告事項 1 番　**介護保険事業者の不正請求について**、説明をお願いいたします。

○澤田高齢福祉課長　それでは、報告事項 1、介護保険事業者の不正請求について、御説明いたします。

本件は、都内他市に所在する通所事業所について介護報酬の不正請求が行われ、このことにより事業所指定の取消処分が行われたことから、不正利得返還金が生じており、これに係る御報告となります。

資料№1 を御用意しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。資料の 1、概要の中にあります不正の内容については大きく 2 点ありまして、1 点目については、同一建物減算を不正に逃れたことによる不正請求となります。同一建物減算とは、事業所と同一の建物に居住する利用者に訪問介護サービスを提供した場合に適用される減算となります。本件については、当該事業所の運営する施設がありまして、その中で訪問介護事業を運営している実態があったにもかかわらず、実態のない架空の事業所を届け出たことにより、減算を免れていたというものとなります。

2 点目は、虚偽のサービス提供記録表による不正請求です。訪問介護員の出勤記録の不存在、あるいは出退勤時間とサービス提供時間の不自然な乖離など、虚偽のサービス提供記録表を作成して請求を行っていたものです。この不正請求によって、当該事業者は令和 3 年の当初の指定の日に通所事業所指定の取消処分を受け、この間に受け取った報酬額の全額に介護保険法による加算額を上乗せした額を返還するということとなりました。

影響範囲につきましては、資料の 2、対象者等に記載のとおり、他県を含め 20 自治体に上り、返還金総額は加算額を含めて約 6 億円となっております。事業者としては、取消しとなった当該訪問介護事業所以外の事業を継続しながら、その収入額を含めて返還する予定としており、一括で全額を返還することで事業が立ち行かなくなるという懸念があることから、各自治体に分割納付の相談をしております。

資料の 3、経過に記載のとおり、当市でも当該事業者と協議を行った結果、5 年間の分割納付に応じることとし、令和 7 年 1 月 31 日に第 1 回の納付があったことを確認しております。

今後は、資料の 4、当市に対する返還予定額に記載の金額について、分割納付にて返還を受けることとしております。

○中山委員長　説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員　御報告ありがとうございました。基本的なところで確認したいのですが、この事業者というのは、事業継続のために分割納付するということは、この事業体自体は継続するということなのですか。

○澤田高齢福祉課長　この事業者は、当該取消しを受けました訪問介護事業所以外に有料老人ホーム等多数の事業所を抱えておりますので、こちらの事業については継続して今も運営を続けているという状況でございます。

○高野委員　ありがとうございます。あと、市内利用者もいらっしゃったということで、この方々に影響とか不利益が生じていないのかということを確認させてください。

○澤田高齢福祉課長　利用者の方は 3 名いらっしゃって、実は 1 名の方は亡くなっておられて、現実、2 名の方につきましては、利用されていた訪問介護事業所は指定の取消しによって事業を継続できなくなりましたので、運営法人のほうでほかの事業所を当たって、サービスそのものは引き続き利用できているということを確認してございます。

○高野委員　分かりました。よろしく申し上げます。

○久保委員 御説明ありがとうございます。なかなか大きな事件だなと思いながら、確認しています。今、高野委員も確認されましたけど、この3名に対しての対処はできているということで理解させていただきました。

5年の分割ということにはなっておりますけれども、分割納付がうまくいかなかったり、いろいろなことが起きた場合はどういった対処になるのか、念のため教えてください。

○澤田高齢福祉課長 まず、6億円という金額が5年・60回の分割となっておりますので、1回当たりの返還額は1,000万円程度ということになりまして、非常に金額が大きいということでございます。この辺については、分割納付を受けるに当たって分納計画書というものを提出いただきまして、財源についてはきちんと確保した上で返還いただくというお約束の下で分納をお受けしているという状況になります。その上で、もし分納が滞った場合につきましては、債権保全の対策については差押え等を含めて対応する予定としてございます。

○久保委員 分かりました。今後5年間ということで、しっかりとやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○中山委員長 ほかに質問のある方。

○及川委員 報告ありがとうございました。この利用者の方々は直接何か被害を受けるとか、そういうことはなかったんですね。

○澤田高齢福祉課長 今回行われた不正につきましては、報酬の請求の手段について決まり事に乗らない形での請求をしている、これが不正であったということですので、サービス提供については適切に行われていたものと考えてございます。

○及川委員 分かりました。そういうことであれば、利用者の方に被害が及んでいないということは分かりましたけど、こういうことはなかなか分からないものなのですか。遡って取消されたということは、当初からやっていたということになるんですか。その辺は分からないのですか。

○澤田高齢福祉課長 あくまで事業所の指定を当市が行っているわけではありませんで、その詳細についてつぶさに把握しているところではないのですが、実態として、特に同一建物減算というものは、実態としてそこに事業所がないことを確認した上で取消しに及んだと確認しておりますので、当初からそのような対応になったと考えてございます。

○及川委員 でも、それだけじゃなくて出勤記録が不存在であったりとか、結構ずさんな経営内容だったと思いますので、もうちょっと早く分からなかったのかなという気がしますが、了解しました。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項1番は終わります。

_____ ◇ _____

○中山委員長 次に、報告事項2番 **令和7年度認可保育所入所申込状況について**、説明をお願いします。

○桑野保育幼稚園課長 それでは、報告事項2番、令和7年度認可保育所入所申込状況につきまして、資料No.2に沿って御報告させていただきます。

まず、1、令和7年4月入所申込受付件数を御覧ください。こちらは、令和7年4月入所一次選考の申込受付件数となります。申込者数は合計で854人でございました。

続きまして、2、過去の実績を御覧ください。こちらに掲載している数字も、同様に4月入所一次選考

の申込人数でございます。これまでの推移が分かるように過去5か年度の実績をお示ししております。また、各年度の最終的な待機児童数についても参考で掲載させていただいております。

令和7年4月入所の一次選考の申込者数につきましては、前回と比較しますと24人減少しているような状況でございます。この後、二次選考等も控えておりますので、最終的な待機児童数につきましては、例年どおり第2回定例会で報告させていただく予定でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○及川委員 まだこれから調整中ということだと思います。それで、定期利用でしたか、どこかでやる20人の分と、あとベビーシッターの分のほうも申込みを受け付けている段階だから、今のところ何とも分からないと思いますが、いかがでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 今、新たに実施する定期利用保育、あとベビーシッターについても申込みを受け付けているような状況です。申込みも一定ございますので、保留になった方がそちらのサービスを使った場合には最終的な待機児童から除外されるような形になりますし、二次選考で内定する方も一定数おりますので、もろもろその辺のところが終わった段階で、最終的に待機児童数というものが確定してまいります。現時点ではそのような状況になっております。

○及川委員 今の2つのそれぞれの申込みの締切りというのはいつになるのですか。

○桑野保育幼稚園課長 定期利用保育の申込みの受付については本日、2月26日までとなっております。

○及川委員 今日までですか。

○桑野保育幼稚園課長 はい。ただ、それは4月利用開始希望の場合の受付締切日でございます。5月以降に利用を希望される場合については、また順次受付をしていく予定でございます。ただ、4月利用で定員がいっぱいになってしまった場合には、空きが出た場合に順次内定を出していくような形でございます。

ベビーシッターにつきましては、今、資格確認の申込みを受け付けておりまして、これについては特に締切りは設定しておりませんので、順次受付を行っているところです。

○及川委員 分かりました。来年度から新しく、今までの弾力的運用に加えていろいろな施策を本当にやっていただいて、御礼を申し上げたいと思っております。それで、これで申込みがマイナス24だけど、ちょうどそれに当てはまるとはなかなか、最終的にどういう結果になるか分かりませんが、旧定義でいう場合の認可保育所に入れないという方は100名を超えているわけですので、寄り添って相談などに乗っていただきたいと思っております。

それで、先ほどの子ども若者・子育ていきいき計画で量の見込みというのがあって、終わったからこれは駄目ですか。資料を使ってもいいですか。

○中山委員長 どうぞ。私はいいいと思います。

○及川委員 ありがとうございます。

100ページに、令和7年度の量の見込みというのが載っているんですが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等で、令和7年度を見ると1歳児と2歳児で不足しているということになってしまうので、令和8年度以降は待機児童が出ない計算になっているんですけど、この見込みでいうと令和7年度も待機児童が出てしまうということでよろしいのでしょうか、市の見込みについてです。

○桑野保育幼稚園課長 来年度、令和7年度の子ども若者・子育ていきいき計画上の数字につきましては、1・2歳児のところには不足が出る見込みにはなっているんですけども、その不足が生じた部分について

は、定期利用保育ですとかベビーシッター利用支援事業といったものを行うことで対応していくというような考え方に立っております。

○及川委員 分かりました。では、これを作ったときは、まだ定期利用とベビーシッターはやらないという前提でこの表ができているということですね。

○桑野保育幼稚園課長 確保量のところには定期利用保育であったり、ベビーシッターのところは入れておりませんので、その不足した部分についての対応として定期利用保育とベビーシッター事業を実施していくことで最終的な実質的な待機児童をなくしていくというような考え方に立って、計画の数字を作成させていただいているところです。

○及川委員 令和7年度からベビーシッターをやるというのはかなり前に決まっていて、定期利用のほうは昨秋ぐらいだったかしら、そこでなったので、この計画がいつできたかということですけど、織り込んでいなかったということで、でも、この分はその2つをやることで解消される見込みだろうというのが市の考え方ということでよろしいですね。

○千葉子ども若者計画課長 こちらの数字については人口推計と、それからあと保育の需要等を確認して数字をつくってまいりました。その際には不足してしまうということが分かりましたので、その後、ベビーシッターやほかの方法で待機児童を解消していく必要がございましたので、そのためにベビーシッターの制度や定期利用というような形で制度を今現在構築しているところでございます。

○及川委員 分かりました。いろいろな人口推計とかそういうのでこうなるだろうというベースの数字ですよね、これを基にそれ以外のいろいろな対応策を考えたということで、了解しました。

○中山委員長 ほかに質問のある方。

○小坂副委員長 中山委員。

○中山委員 定期利用の申込みが本日までということなので本日分は分からないでしょうけど、現状どのような申込み状況なのか教えていただけますか。

○桑野保育幼稚園課長 先週の2月21日時点での申込み状況になりますが、定期利用保育に関しては全体で31件の申込みを受け付けている状況です。

○中山委員 これは今、園ごとで分かりますか。

○桑野保育幼稚園課長 園ごとの内訳としましてはひかり保育園が20件、それから恋ヶ窪保育園が11件でございます。

○中山委員 入所の際は、保育の必要性というか点数によって、点数の高い人たちからの入所になるという理解でよろしかったでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 定員を超えた申込みがあった場合については、認可保育所の入所選考の際の指数で選考させていただいて、高い順に内定を出していくというような考え方です。

○中山委員 分かりました。ありがとうございます。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、ないようですので、報告事項2番を終了いたします。

◇

○中山委員長 報告事項3番 **育児支援ヘルパー事業の再編について**、説明をお願いいたします。

○坂本子育て相談室長 報告事項3番、育児支援ヘルパー事業の再編について、御報告申し上げます。

現在の育児支援ヘルパー事業は、要支援家庭を対象とした国の実施要綱に基づく事業と東京都の補助事業を合わせた事業内容でしたが、令和7年4月1日より2つの制度に再編し、支援の拡充を図るとともに、利用者の利便性の向上を図っていきたいと考えております。

資料の項目1の概要を御覧ください。現行の育児支援ヘルパー事業再編後には、家事・育児支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の2つに再編いたします。現行と再編後を比較しやすいよう、概要の表にはこれから説明する各項目の番号を記載しておりますので、御確認いただけたらと思います。

それでは、現行と再編後の事業内容について、主な変更点を中心に御説明させていただきます。まず、項目2の(1)が現行の事業でございまして、(2)と(3)が再編後になります。再編後の事業はそれぞれが現行の育児支援ヘルパー事業の支援内容などを引き継いでおり、(2)と(3)では変更点に下線を引いておりますので、そこも併せて御確認いただければと思います。

それでは、最初に(1)現行の育児支援ヘルパー事業の事業内容です。支援対象、支援内容、利用者負担金、主な手続の流れを記載してございます。②の支援内容ですが、こちらは産前の支援、産後の支援が(2)の家事・育児支援訪問事業に、養育の支援が(3)の子育て訪問支援事業に引き継がれる形となります。

(2)の再編後の家事・育児支援訪問事業の事業内容について、御説明いたします。こちらは東京都の補助事業を活用して実施するものとなります。現行の育児支援ヘルパー事業、先ほども御説明しました産前の支援、産後の支援を引き継いでいます。支援対象は支援が必要な妊婦や産後の方、多胎児を育てる家庭となります。

資料の裏面を御覧ください。変更点でございます。利用時間は、単胎出産の場合、産前が現行の20時間から10時間に変更いたします。代わりに多子世帯を40時間に拡充いたします。また、利用期間は、これまでの出産日から180日までを1歳未満に期間を拡大しております。多胎出産の場合につきましては、利用期間を母子健康手帳の交付を受けた日から1歳未満までを100時間に、そして新たに1歳以上2歳未満を60時間に拡充しております。

続きまして、先に④の主な手続の流れについて御説明しますが、これまで市が利用者と事業者の間に入ってヘルパーの派遣調整などを行っており、また利用者負担金も市が徴収しておりました。今回、この事業につきましては市から利用者に利用券を配布し、利用者が直接事業者に申し込み、派遣調整を直接行っていたのと、利用者負担金は事業者に対してお支払いいただくような形としております。

③の利用者負担金でございます。今回の制度変更に合わせて事業者の事務負担が増加することも踏まえ、課税世帯につきましては1時間当たり800円に変更いたします。また、非課税世帯につきましては、一部負担金が発生しないように変更してございます。また、これまでこの事業はヘルパーの資格要件を設定しておりましたが、今回、ヘルパーの資格要件を撤廃し、人材の確保を図っていきたいと考えております。

続きまして、(3)子育て世帯訪問支援事業です。これは国の実施要綱に基づく事業となります。現行の育児支援ヘルパー事業の養育の支援を引き継いでいく形となります。こちらにつきましては現行の事業をそのまま引き継ぐ形となりますが、変更点としましては、支援対象にヤングケアラーのいる家庭も対象といたしました。また、利用者負担金については先ほどの家事・育児支援と同じで、非課税世帯については一部負担金が発生しないように変更することとしました。

また、これまででは現行ではヘルパーという名称を使っていましたが、この事業におきましては国のガイ

ドラインを踏まえて訪問支援員という名称に変更しております。

これら2つの制度につきましては、令和7年4月1日より実施したいと考えてございます。

説明は以上となります。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○久保委員 御説明ありがとうございます。大変細かく分けていただいて、しっかり拡充していただいていると認識いたしました。再編された家事・育児支援訪問事業のほうで、利用者の負担金について確認させていただきます。生活保護受給者と非課税世帯はゼロ円になるという形で、あとそれ以外に関しては、今までは30分300円だった部分ですので、明確にはちょっと値上がりの状態になるということなのか、確認させていただきたいと思います。

あともう一点、この事業者は幾つというか、どこになっていくのでしょうか。

○坂本子育て相談室長 まず、家事・育児支援の利用者負担金でございますけれども、これまで現行は30分300円なので1時間600円でしたが、今回、800円となり、200円金額が上がるという形になります。

また、事業者につきましては、今現在、7事業者がございまして、令和7年度も7事業者であります、現在、新しい事業者からの申出もございまして、令和7年度は事業者が増えていくような形になります。

○中山委員長 よろしいですか。

ほかに質問のある方。

○高野委員 御説明ありがとうございます。いま一つ分かっていない部分があるのですが、(3)の子育て世帯訪問支援事業でヤングケアラーのいる家庭というのが入ってきて、ヘルパー派遣自体が支援という意味なのかなと思うんですが、負担金が1時間600円というので、「ああ、そうなんだ」ということで違和感があるんですけど、これは国と都の基準どおりということなんですか。

○坂本子育て相談室長 こちらは国の実施要綱に基づく事業となります。利用者負担金に関しては、これを取る、取らないというのは市のほうで判断する形になります。こちらについては、制度再編後の導入時に関しましては基本、現行を維持する形となりますが、今、高野委員から御指摘いただいたようなところを踏まえて、利用者負担金については今後も検討していきたいと考えてございます。

○高野委員 これまでも議論があるように、ヤングケアラー支援ということも調査、さらにそこから進んでの支援という議論もしていますので、ぜひそこは検討の余地があれば前向きに負担軽減の方向で検討をお願いしたいと思います。要望にとどめます。

○森田委員 御説明ありがとうございます。(2)の家事・育児支援訪問事業でヘルパーの資格要件がなくなりますが、支援の質等を確保する必要があると思うんですけども、研修といったものはあるのでしょうか。

○坂本子育て相談室長 こちらにつきましては、各事業者のほうで定期的な研修をお願いしていくような形で、事業者には説明してございます。また、市のほうでも改めて研修を実施するかどうかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○森田委員 人材確保のために必要なんですけれども、利用者の方の安心のためにも、ぜひよろしくお願いいたします。

また、変更が生じるので、この件につきましても周知等をしっかりと行っていただきたいんですけども、今後のスケジュール等、そういった周知に関して、お考えがあればお答えください。

○坂本子育て相談室長 今回の事業再編につきましては予算にも絡んでくるところでございまして、予

算成立後につきましては市報、ホームページ、ぶんじ子育てナビといったものを活用して周知を図っていききたいと考えております。

○中山委員長　ほかに質問のある方。

○及川委員　今までの事業が2つになって、どちらかというと（3）のほうは今ままで市に申請で、負担金も市に支払うということなので、こちらの（2）のほうが東京都の事業に移行するような感じになると思うんですが、（3）の事業者というのも7事業者プラスアルファでよろしいのでしょうか。

○坂本子育て相談室長　（3）の子育て世帯訪問支援事業も、令和7年度は7事業者で実施する予定でございます。

○及川委員　（2）と同じ事業者でいいのですか。

○坂本子育て相談室長　先ほどの（2）と同じ事業者数になります。ただ、（2）に関しましてはこれから事業者が増える見込みがございます。

○中山委員長　（2）と（3）で事業者が一緒なのか、違うのかという質問だと思います。

○坂本子育て相談室長　（2）と（3）の7事業者は同じ事業者になります。ただ、（2）のほうに関しましては新たな事業者が増える見込みでございます。

○及川委員　事業者が同じだと、このやり方が違うので混乱がないようにというか、同じ事業者だけど、こっちの人は利用券で、こっちの人は市への申請と、支払いも違ってくるので混乱しないようにということと、あと、訪問支援員の資格要件というのは、いわゆるヘルパーということによろしいのですか。

○坂本子育て相談室長　正確なところをお答えするにはお時間をいただく形になるんですけども、基本的には現行と同じような、先ほど言ったヘルパーの資格がある方をそのまま引き継ぐような形になります。

○及川委員　でも、一つは資格要件を外して、一つは資格要件があるということだから、なるべく同じにしてもらったほうがいいんじゃないかと思うのです。東京都は割と緩めにやっていて、いろいろな人にやってもらうようにしようという感じになっているんですか、人手がいらないのかよく分からないけど。

要するに利用者としては本当に利用しやすいように、どこそこへ行かないといけないとか、結構皆さん産前も、特に産後のほうはやはり大変なんですよ、出かけるのも本当に大変な人もいて、個人差はありますが、産後1か月ぐらいは私もすごい大変でしたから、相当昔ですけど。ポストに行くまでも大変だったという方もいますので、なるべく簡単な申込みで、オンラインで受け付けてくれるとか、面談もオンラインでやってもらえとか、いろいろ要件があるから面会しないと分からないというのはあると思いますけど、直接来てもらわなくてもいいようにするとか、そういうことは配慮していただきたいなと思いますので、全体で御答弁いただいて終わります。

○坂本子育て相談室長　（3）につきましては、この事業というのが要支援家庭、今回はヤングケアラーの家庭も対象としますけれども、より支援が必要な御家庭に入っていく形になります。そういたしますと、一定、市と情報共有を図ったりとか、またほかに支援が必要かどうかといったやり取りも必要になってきます。そういった中で資格のほうは継続したほうが良いというような判断で、今回、この（3）のほうは現行を維持したままという形になります。

また、先ほどお話ししました利便性の向上で、手続のところもございます。こういったところも、導入時においては市民の方から紙で申請していただきますけれども、今後、今お話しいただきましたように電子申請の導入について検討してまいりたいと考えてございます。

○中山委員長　ほかに質問のある方。

○小坂委員 様々これまで要望の声が届き、それを検討していただいて今回の支援の仕方の変更になったということで理解しております。私も、10年以上前ですが利用させていただいた者の一人です。大変助かりました。

変更点について、何点か確認させていただきたいと思います。まず、資料の裏面です。単胎出産の産後支援に多子というのが新しい支援の形として入ってきたと思います。こちらは、出産したお子さんのほかに上にお子さんがいらっしゃる御家庭への支援かと思いますが、上のお子さんの年齢ですとか、プラス10時間の考え方などについてお伺いいたします。

○坂本子育て相談室長 これまで、支援が終わるときに市民の方のお声をお聴きして、実際の状況を確認させていただきました。そういった中で、多子世帯の方、きょうだいがいる家庭というのがなかなか大変だというお声を聴いております。今回、そこを踏まえて10時間に拡大させていただきました。多子世帯のきょうだいの範囲ですけれども、ここは未就学児、小学校就学前のお子様がいる家庭を考えてございます。

○小坂委員 ありがとうございます。今回、こういったきょうだいのいる御家庭への支援が厚くなったことを大変評価させていただきます。

この支援対象なんですけれども、こちらを見ますと妊娠、出産された方は誰でも申請できるように読めますが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○坂本子育て相談室長 こちらは、基本的に支援が必要な家庭を対象としてございまして、現行の育児支援ヘルパー事業よりも要件は緩和するんですが、一定の要件は設定させていただくことを考えてございます。具体的には、現行は日中支援者がいない家庭としまして、例えば、御親族の方、お子様から見た祖父母の方がいらっしゃる時であるとか、お父さんが育児休暇を取られているとか、こういった場合は支援対象ではなかったんですけれども、今回はその時間帯に保護者の方がお一人になってしまう、ほかに支援する方がいない場合には、そこに支援が入ることができるように緩和してございます。

また、今回、多胎児を含めた多子世帯の場合の考え方なんですけれども、子ども1人に対して大人が1人いるかどうかということで考えていきたいと思っていますので、子ども1人に対して大人が2人以上いるような場合は支援対象とはしないのですが、大人が1人の場合は対象とするような形になります。例えば多胎児の場合、お子さんが2人いて、お父さんとお母さんが両方とも家にいる場合、こういった場合でも支援に入るような形としております。要件としては一定設定はするんですけれども、現行に比べて緩和してやっていきたいと考えております。

○小坂委員 利用要件を広げていただいてありがとうございます。数年前ですと、リモートワークでパートナーの方が在宅ということで断られたというようなお声もこちらのほうに寄せられていた時期もありましたので、そういったことはもうないかと思いますが、御対応をお願いいたします。

あと、今回の変更で市が間に入らなくなったメリットが幾つかあるかと思いますが、市が考えている大きなメリットを幾つか挙げていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 これまでは市のほうがヘルパーの派遣調整をしていました。これによって市がその方にマッチングする、その方の支援に合う内容で事業者を探していたところでございます。今回の再編の大きなところは、利用者の方が御自身で、御自身の支援内容に合った事業者を探していただけるということが、まず一つになります。

また、利用者負担金の支払いなんですけれども、これまでは市が交付する納付書のみでしか支払いができない形でございましたが、今後は事業者が用意する支払い方法で支払うことが可能となります。ただ、

支払い方法につきましては事業者ごとに内容が変わりますけれども、一定そういった支援内容とか事業所の特徴とか、利用者負担金の支払い方法であるとか、こういったものを一覧にして、申請をいただいて承認した際に利用券と一緒にお渡しできるよう、市民の方に分かりやすく御選択いただけるような形が大きなメリットだと思っております。

また、もう一つですけれども、市のほうでも一定派遣調整することによって事務負担がかなり多かった部分がございますし、間に入ることでタイムラグというものもございました。そういったものがなくなるということも大きなメリットの一つと考えてございます。

○小坂委員　利用者の利便性が上がったり、市の負担が軽減される一方で、事業者の方の事務負担は今回大きく増えるだろうということが予想されています。今の御答弁の中で利用者が支援内容に合った事業者を選べるというような御発言がありましたが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○坂本子育て相談室長　事業者の特徴がそれぞれあると思っています。今、考えているのは、事業者としての強みといいますか特徴的なものを事業者から教えていただいて、それを一覧にして、もしくは事業者ごとのプロフィールカードを作るなど、そういったことを検討しておりまして、そういった中で利用者の方が選択しやすいような、分かりやすいようなものを御用意していきたいと考えてございます。

○小坂委員　きめ細やかな点で今、検討していただいているということです。今回、利用券が配布されるということなので、これまでは1人1事業者というような形だったんですけれども、利用券の範囲内であれば幾つかの事業者を利用者は選択できるというようになるのでしょうか。

○坂本子育て相談室長　委員のお見込みのとおりでございます。

○小坂委員　分かりました。利用者としては、幾つかの事業者を使ってみることができるというのは大変大きなメリットだなと思います。

あと、細かい点なんですけれども1日何時間まで使えるのか、また、今回の表記によると30分単位がなくなったようにも見えますが、そのあたりを御説明いただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長　家事・育児支援と子育て世帯訪問でそれぞれちょっと異なる形になりますが、まず、家事・育児支援からになりますけれども、1日当たりの回数は1回と考えております。また、訪問時間は1回当たり1時間単位で考えておりまして、最長3時間までを考えてございます。

また、子育て世帯訪問支援事業につきましては、現行と変わらず1日当たり1回なんですけれども、送迎がある場合に関しましては2回できるような形にしていきたいと考えております。また、これまでは1時間以上2時間以内だったものを、3時間以内へ変更していきたいと考えてございます。

○小坂委員　こちらに関しても利用者がより使いやすいように時間が増えたと、30分単位がなくなったというのは事業者との御相談などによるのかなと想像しますが、確認させていただきました。

あと、(3)の子育て世帯訪問支援事業のほうなんですけれども、こちらは要支援家庭やヤングケアラーのいる家庭への支援となります。一応90日で30時間とありますが、ただし書があり「市長が特に認めるときは」ということで、やはり終了時に別の支援が必要なかどうか、継続が必要なかどうか、これはどのように確認していくのかということを確認させてください。

○坂本子育て相談室長　こちらにつきましては、現在の子ども家庭支援センターの相談支援事業の中で毎週定期的な会議を開催してございまして、支援方針等について検討してございます。そういった会議の中で期限を迎える方に関して支援を延長すべきか、このまま終わるのか、こういったものを検討しておりまして、今後もそれを継続して実施していきたいと考えております。

- 小坂委員 理解いたしました。（２）の家事・育児支援訪問事業のほうなんですけれども、こちらも実際にその後の支援が必要だと思われる御家庭に入られる場合もあるかと思います。切れ目のない支援というのを市もうたっておりますので、ぜひ終了時に事業者の方と連携していただいて、支援が必要な方を時間が終わったからといってそこで断ち切ることをしないよう、こちらの（２）の支援についても事業者と終わり方について確認の連携などをどのように考えているのか、お伺いいたします。
- 坂本子育て相談室長 家事・育児支援訪問事業につきましては、事業者には、気になる御家庭、支援が必要な御家庭に関しては市に報告していただくような仕組みとすることを考えております。その報告を受けて、市のほうでさらに支援が必要かどうか、場合によっては子育て世帯訪問支援事業に切り替えるなどといったことも検討してまいりたいと思います。
- 小坂委員 ぜひ、よろしく願いいたします。私も思い出しますと、日中、赤ちゃんとだけで大人と誰も話をしないような日々が続く中で、ヘルパーの方に来ていただいて何気ない雑談ですとか、家事を手伝っていただくのも大変助かりました。そして、そういった雑談の中でその方の思いや状況などを聞き取れることもあるかと思いますので、ぜひ、その辺のきめ細やかな連携をお願いして終わります。
- 中山委員長 そのほか質問のある方。
- 小坂副委員長 中山委員。
- 中山委員 何点か確認させてください。まずは、（３）の子育て世帯訪問支援事業の中で１日１回だと、しかし送迎がある場合は２回という答弁だったんですが、送迎というのは利用者が送迎するのでしょうか。
- 坂本子育て相談室長 訪問支援員が、例えば学童保育所など、そういった所にお子さんを送迎するときに、そこで手伝いをするという形になります。
- 中山委員 そういうことですか、分かりました。ヘルパーを自宅まで送迎するのかわかったら、そういう送迎じゃないわけですね、失礼しました。
- それと、これも確認なんです、子育て世帯訪問支援事業の要支援家庭というのは、主にこういった家庭になるのでしょうか。
- 坂本子育て相談室長 幾つかございまして、これは国の実施要綱に基づくものなんですけれども、若年妊婦など出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦ですとか、保護者に監護させることが不適当であると認める児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者です。あと、食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童など、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者など、こういったものが要支援家庭となります。
- 中山委員 先ほど小坂委員が（２）の家事・育児支援訪問事業の対象者のところで質問をされていて、大きくは対象者を拡大するという方向というのは理解しているんですが、資料でいう（２）の訪問事業を利用できない方というのは、例えばさっきの話にあった日中ほかの支援者がいる時間帯の利用とか、そういうことなのかなと思ったんですが、そうすると、先ほど一定制限はかけると言われていたんですが、利用できない方の制限がどこまでかかるのかなというのがいまいち分からなかったもので、もうちょっと教えていただけますか。
- 坂本子育て相談室長 改めて、家事・育児支援のところは、基本的には日中に支援者がいない家庭という形になりますが、これは時間帯によって、その時間帯に支援者がいない家庭の場合は派遣に入ることができるという形になります。

また、細かいところになりますと、派遣できない場合というのは、例えば保護者が不在で子どものみ預かるような場合であるとか、対象のお子さんが不在で保護者のみが家にいらっしゃる場合であるとか、お子さんが保育所等に入所した場合は派遣できないということで要件を設定したいと考えております。

○中山委員　そうすると、結構幅広い方が対象になるのですね、ありがとうございます。そうすると、事業者のヘルパーサービスを提供する側の人材確保が必要になってくるということで、この資格要件のところにもつながってくるんだろうと思います。

森田委員から質の担保はということで、各事業者での研修を依頼しているという説明がありましたけども、研修を依頼するだけでなく、その後どのようにしているのかということまでは見ないんでしょうか。実際に行われているかどうかとか、内容までいかなくても年に何回行ったとか、そういう確認はあるんでしょうか。

○坂本子育て相談室長　事業者と連絡を取り合う形ですけれども、これは今、検討中でございまして、今後何かしらそういったものが確認できるような形で進めていきたいと思っております。

○中山委員　どんな研修をしたのかという項目というか、そういうことぐらいは最低限、市として把握すべきかなと。仮にできないんだとすれば、やっていただくようにさらにお願いするとか、先ほど説明もあったように、市としての実施も検討するとか、そういうところもぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後に、家事・育児支援訪問事業の申込みの流れについて、先ほど質問があってメリットは分かっただけですけども、ただ、そういう利用者御自身での申込みができないような方も場合によってはいらっしゃるんじゃないかなということをちょっと思っていて、さらに言うと、この（３）と（２）の事業は併用というか、一緒に使うことはできるんですか。この（３）に該当する世帯が（２）の事業も使うということとはできるんでしょうか。

○坂本子育て相談室長　今のところ併用ということは考えてはいなくて、どちらかの制度を使っていたくような形になります。例えば、今、お話がありました御自身でこういった事業者を探すことができない、申込みができない、支援を特に必要としている方であれば（３）の要支援家庭ということで検討しまして、（３）の事業を受けていただくようなことも考えていきたいと思っております。

○中山委員　その最初の振り分けとは言いませんけど、今、説明された判断はどういうタイミングでできるんでしょうか。

○坂本子育て相談室長　なかなかその判断というのは難しいんですけども、ただ、子育て相談室では母子保健事業、あと今現在行っている子ども家庭支援センター事業の相談支援の中で支援が必要な家庭の把握に努めております。したがって、そういった中で支援が必要な方に関しましては（３）の事業を進めていくとか、そういったものを考えていきたいと思っております。

○中山委員　分かりました。そうすると、例えば（２）の事業を申し込んだだけではないわけですね、そのほかの事業も含めてその家庭の事情の把握に努めていくと。ただ、実際あるかないか、数としてもごく限られるのかもしれないんですけども、ほかのそういう様々な事業ではなかなか把握できなくて（２）の申込みをされてきたという方がいらっしゃった場合、そういう方に利用券と情報提供をしたけども、恐らくそこから大変な場合って、さらに相談はしにくいと思うんです。利用者側は、それをもらった段階で「ああ、自分でやらないといけないのか」となったときに、そこで止まってしまう方も場合によってはあるのかなと、私はそういう心配をしちゃうんですけど、これから制度を変えてやっていくところですので、またいろいろやりながら適切な方に適切な支援が届くようにしていただければと思いますので、この点

は要望して終わります。

○中山委員長　ほかに質問はよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、報告事項3番を終わります。

一定時間たちましたので10分程度休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時40分再開

○中山委員長　委員会を再開いたします。



○中山委員長　続きまして、報告事項4番　**令和7年度以降の国分寺市出産・子育て応援事業について**、説明をお願いいたします。

○坂本子育て相談室長　報告事項4番、令和7年度以降の国分寺市出産・子育て応援事業について、御報告申し上げます。

本市では、国と東京都の補助事業を活用しまして伴走型相談支援と経済的支援を実施しております。このたび、令和7年4月より国の事業の法定事業化に伴い、給付金の支給方法などが変更されます。また、都の事業内容も変更されることとなりましたので御報告させていただきます。

まず最初に、現行の事業内容について御説明させていただきます。伴走型相談支援として、現在ゆりかご・こくぶんじ面接、妊娠8か月時アンケート、乳児家庭全戸訪問、ファーストバースデーサポートを実施しております。そして、経済的支援として妊娠期にゆりかご育児パッケージ及び1万円相当のギフトと、出産応援ギフトとして5万円相当のギフト、合計6万円相当を給付しております。出産後には子育て応援ギフトとして5万円相当のギフトと、赤ちゃんファーストギフトとして5万円相当のギフト、合計10万円相当を給付しております。1歳時には、バースデー育児パッケージとして6万円相当のギフトを給付しております。現在は合計で22万円相当の給付をしております。

次に、令和7年4月以降の変更点について御説明いたします。まず、伴走型相談支援につきまして、事業内容に変更はありませんが、国の事業の法定化に伴い、名称を「妊婦等包括相談支援事業」に変更します。また、経済的支援につきましても、国の事業の法定化により、名称を「妊婦のための支援給付」に変更いたします。また、出産応援ギフト、子育て応援ギフトの国事業分、変更点を網かけにしておりますが、こちらの部分につきましては、（仮称）妊婦支援給付金（出産応援ギフト）、（仮称）妊婦支援給付金（子育て応援ギフト）として、これまでギフトを給付していたのに対し、それぞれ現金5万円または5万円相当のギフトを給付することとなります。

また、東京都の補助を活用して給付していましたが現在の赤ちゃんファーストギフトは、令和7年度より東京都が直接実施する形に変更となり、東京都が直接申請を受け付け、ギフトカードを配布いたします。また、金額については、5万円相当から10万円相当のギフトカードを配布すると聞いております。

これらの変更により支援の総額は、令和6年度までは22万円相当でしたが、令和7年度以降につきましては、東京都が直接実施する分も含めまして27万円相当という形になります。

報告は以上となります。

○中山委員長　報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

- 高野委員 御説明ありがとうございました。国の妊婦支援給付金（出産応援ギフト）の事業についてなんですが、現金5万円またはギフト5万円相当ということで、これは現金給付かギフト券かというのは市が決めることになるのでしょうか。あるいはもう既に方針は決まっていらっしゃるのでしょうか、教えてください。
- 坂本子育て相談室長 こちらは国のQ&Aでは申請者御本人に選択していただくような形になりますので、御申請の際に選択していただくことになります。
- 高野委員 分かりました。そうすると、当事者ニーズをどう把握するのかなと疑問に思っていたんですけども、選択制ということで、それは結果が出るということですね。ぜひそうした結果も、多分また御報告があるかと思うんですが、後日教えていただければ、参考になりますのでよろしくお願いします。
- 中山委員長 ほかに質問のある方。
- 久保委員 御説明ありがとうございます。まず、相談支援のほうですけれども、先ほどもちょっと話題になっていましたが相談支援は妊婦の方御本人と面談しながら進めるということになっていますので、対応も、もし体調等が悪い場合は訪問していただくことも可能と聞いています。その点の流れを念のため確認させてください。
- 坂本子育て相談室長 こちらの相談支援の内容につきましては現行どおり変更がない形になりますので、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。
- 久保委員 ありがとうございます。
- もう一点、経済的な支援のほうで確認させていただきたいんですけども、今までの赤ちゃんファーストギフト、最後のギフトじゃないですけども1歳の手前の部分に関しては直接都に申請と、都が直接実施になるということがここに書かれてあります。この場合は御本人が市を通さずに、例えば都の申請はよく電子申請になっておりますけれども、その申請を忘れないようにやっていただくという流れになっていくのでしょうか。それとも、市を経由して提出するという流れなのか、その点を確認させてください。
- 坂本子育て相談室長 こちらにつきましては、018サポートのときに併せて申請いただくような形ということで東京都は考えております。市のほうも、こういったことで申請漏れがないように、周知に努めていきたいと考えております。
- 久保委員 分かりました。市は周知をしっかりとやっていただくということで認識させていただきます。
- 先ほど、今の説明のタイミングで5万円から10万円というように表現されたような気がするんですけど、その点をもう一度詳しく教えてください。
- 坂本子育て相談室長 資料の令和6年度のところの赤ちゃんファーストギフトにつきましては、これは都の補助事業を活用して市が5万円相当のギフトを渡していました。これを今後は市が実施するのではなく、東京都が直接実施し、金額については増額して10万円分のギフトカードをお渡しするという形になります。
- 久保委員 承知しました。ちょっと理解のずれがありました。要するに、東京都の流れの中で10万円に変更になったという認識でよろしいですか。
- 坂本子育て相談室長 委員のおっしゃるとおりでございます。
- 中山委員長 ほかに質問のある方。
- 小坂委員 以前もどこかのタイミングでお伺いしたことがあるかと思いますが、改めて確認させてください。途中で流産や死産をしてしまった方への御対応についてお伺いいたします。

○坂本子育て相談室長 こちらにつきましては、途中で流産や死産された方につきましても対象という形になります。こちらに関しまして、まずはしっかり事業の周知と把握に努めて、申請漏れがないように対応してまいりたいと考えてございます。

○小坂委員 より一層御配慮していただいて、言葉遣いなど重々御留意いただいて丁寧に御対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 では、報告事項4番を終わります。



○中山委員長 次に、報告事項5番 **国分寺市次世代教育系システム導入・運用について**、報告をお願いいたします。

○廣瀬教育総務課長 それでは、報告事項5、国分寺市次世代教育系システムの導入・運用について、御報告いたします。次世代教育系システムについて、このたびシステムの構築及び運用保守に係る契約を締結いたしましたので、その概要について、本日、御報告させていただくものでございます。

それでは、資料を御覧いただきたいと思います。次世代教育系システムへのリプレース、システム更改につきましては、教員が使用している学習系、校務系の各システム環境のほか、児童・生徒が使用するGIGAスクール構想のシステム環境と図書館で使用する公共図書館システムの計4本の教育系システムを新たに構築し、令和8年度当初から本格稼働を予定してございます。

それでは、項番1から項番3までを御覧いただきたいと思います。契約の相手方はS k y株式会社、契約期間につきましては令和7年1月31日から令和13年3月31日まで、契約金額につきましては47億524万3,400円でございます。

項番4につきましては、これまでの事業者選定に係る経過と今後の予定についてまとめて記してございます。

続きまして、2ページの項番5は、新たなシステムの特徴について簡単にまとめてお示ししてございますので、少し説明させていただきたいと思います。

現行の教育系システムにおいて令和3年度当初から本格稼働した児童・生徒を対象とした第1期のGIGAスクール構想環境のみクラウド活用を行ってまいりましたが、今般の国の考え方に基づきまして、教育系システムは国が推奨する十分なセキュリティ対策を実施した上で全てクラウド活用とし、インターネット環境があれば、例えば教員の方々が場所を限定されることなく校務等の各業務を行うことができるようになります。このロケーションフリーの業務環境につきましては、教員一人一人の諸事情に応じた働き方改革の推進に資するものでありまして、これまでも各教員から多くの要望があったところでございます。

これを前提といたしまして、まず(1)を御覧いただきたいと思います。①と②に記しました教員用端末でございますけれども、現行、教員用の端末はかつての国の考え方を踏まえ校務系、学習系で分けられ計2台配布しておりましたが、新たなシステム環境におきましてはこれら校務系と学習系を1台に統合し、コンパクトなサイズの端末を配備いたします。

また、③と④を御覧いただきますと、デジタル採点システムの導入による教員の働き方改革の推進や、児童・生徒のオンライン授業環境の拡充として授業用カメラの追加導入も進めてまいります。

⑤と⑥は先ほど御説明した国の考え方に基づく対応で、インターネット環境があれば先生方が職員室内

などに場所が限定されることなく校務等の各業務を行うことができるようになるもので、⑦と⑧につきましては、各システム別にヘルプデスクが分かれている現在の状況から統一窓口によるヘルプデスクのワンストップ化へ移行することや、学校内のネットワーク通信速度の増強によりまして、教員の負担軽減とともに子どもたちのICT学習環境のさらなる向上を図ってまいります。

次に、(2)を御覧いただきたいと思います。新システムの稼働に当たりまして、導入前には各種システムの操作等に関する丁寧な研修を実施するほか、導入後もフォローアップ研修や新システムの環境を授業でどう有効に活用していくか、その方法を考えていく研修など幅広い研修メニューを提供し、受講を促してまいります。

そして、項番6です。子どもたちの新GIGA端末の調達につきましては、国の考え方に基づく都道府県の主導による共同調達が行われる予定で、Windows OSのグループの基礎自治体の協議の下、本資料の4ページにお示ししておりますが、この端末スペックで共同調達に向けて東京都が手続きを進めております。

次に、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。ここは新たなシステム環境の構成イメージ図を分かりやすく示しておりまして、これまで説明してまいりました特徴等を図示したものでございます。右上に記載の凡例のとおり白抜き文字で示された内容が拡充されるもので、一番右上の雲のマークの下に記載された各システム全てがクラウド活用になるというものでございます。

最後に、4ページにつきましては、先ほど御説明いたしました共同調達を行うWindowsグループの新GIGA端末の要求スペックをお示ししてございます。

御報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。次期システムということで大変大きなリソースが投入されます。それで、期待もされつつ、教員の方の新たな負担にならないかという懸念というか、これが杞憂に終わればいいなと思っているんですけども、現在、ヘルプデスクとか巡回ということなんですが、現状は意外と走り出すと先生方は割と順応されるというか、そういう話を聞いてはおりますが、巡回はどれくらいの頻度を予定されているのでしょうか。

○廣瀬教育総務課長 委員の御懸念につきましては、第1期の現在のGIGAスクールの当初には確かにございましたが、現在は学校単位で情報教育推進委員会といったものを立ち上げて、情報共有しながら進めているということでございます。

今、御質問のあったこちらのサポートなんですけども、各校に週1回巡回するということを考えてございます。

○高野委員 各校に週1回ということですね、ありがとうございます。

あと、ヘルプデスクは何時から何時まで御対応の予定でしょうか。

○廣瀬教育総務課長 現行と同様の時間で予定しているところですけども、詳細についてはこれから詰めるというところがございます。ただ、先生方の支援、質問にきちっと答えられる時間を取っていくということで考えてございます。

○高野委員 あと、最後に一点だけ。もしかしたら既に御説明の中にあつたかもしれないんですけど、そういういろいろなシステムについての現場からのフィードバックの話し合いとか、そういった場というのは何か予定されているのでしょうか、定期的か不定期かは分かりませんが。

- 廣瀬教育総務課長　新しいシステムが立ち上がりますから、当然立ち上がってから一定期間はそういうような場を設けますし、立ち上がった後もサポートとしてはしっかりとやっていくということは伺っております。
- 高野委員　ぜひ現場とのコミュニケーションを密にして、いいものにしていってください。よろしくお願いいたします。
- 中山委員長　ほかに質問のある方。
- 小坂委員　資料の２ページの（１）の④です。不登校等、出席できない児童・生徒の学習を担保するオンライン授業環境の拡充とありますが、これは来年の４月から不登校の子どもたちが望めばオンラインで授業が受けられるというようなことですか。
- 廣瀬教育総務課長　今、お示ししているのはシステム環境を整備するということでございますので、運用については当然これから考えていくということでございます。
- 小坂委員　いつ頃でしょうか。
- 廣瀬教育総務課長　こちらのシステムは、冒頭で御説明申し上げたように令和８年度の４月から稼働いたしますので、その後ということでございます。
- 小坂委員　承知いたしました。今回、学校と公共図書館のシステムが新たに機能が拡充されるということです。これによって具体的にどのようなことができるようになるのでしょうか。電子図書なども学校で利用が可能となるのか、教えてください。
- 有賀図書館課長　このシステムの導入ということで、電子図書館の拡充ということとは別に、新しい機能になりましたら電子図書館の機能を乗せるという形で考えております。ですから、このシステムの中で機能を入れるということではなくて、令和８年度からの新システムのところに登載するというようなイメージでおります。
- 小坂委員　すみません、繰り返になってしまうんですけど、つまり令和８年度から学校で電子図書が使えるようになるということでしょうか。
- 有賀図書館課長　それに関しましては、令和８年度からということの明言は今ではできませんけれども、今後、電子図書の登載に向けての検討を進めていき、新たなシステムになったら電子図書館が利用できるような形にしていくと、そういうことでございます。
- 小坂委員　いずれそういった方向だということで、現在の市立図書館のシステム自体が、今回、これによって変わるということではないのですか。
- 廣瀬教育総務課長　公共図書システムもクラウド化するわけでございまして、基本的にさくさくと動くようなイメージなんですけども、現行使っているものからの改良点というところにつきましては、例えば今、図書館の中で様々な統計情報を毎年収集しているんです。こういったところの集計だとか算出作業はいわゆる手製のエクセルなどを用いた手作業で対応しておりますので、こういったところがすぐに帳票の様式で算出できるようになるということもございまして、それによって一定の効率化が図れるということですとか、あとは、インターネット越しに仮想本棚といったものを開くと、視覚的に本棚のような画面が出てそこから本を選ぶとか、そのような提案もございましたので、そこについては今回、進めていきたいということで考えております。基本的にはクラウド化して円滑に活用できるというシステムの変更になります。
- 小坂委員　市立図書館のシステムも変わるという理解でよろしいでしょうか。

○有賀図書館課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○小坂副委員長 中山委員。

○中山委員 今度、教員はインターネット環境があればいろいろなところで、職員室だけにとどまらず学習系、校務系等の作業ができるようになるということだと思うんですけども、それをなくせという意味で言うつもりは今ないんですけども、働き方改革との関連では持ち帰り残業も大きな課題の一つになっていると思うんです。今、それをなくせというような環境ではないと思っていて、それをなくすには教員の数をもっと増やさないといけないと思っているんですけど、ただ少なくとも教育委員会としては、土日や時間外を含めて誰がどのくらい仕事をしているのかという把握は必要だと思うんです。校内に入れば、今はタイムカードがありますのでそれで把握されると思うんですけど、平日の帰宅後、あるいは土日・祝日等々、その辺の把握はクラウド化されるのでシステムでできると思うんですけど、それは把握されていくという理解でよろしいのでしょうか。

○廣瀬教育総務課長 詳しくは確認いたしますけれども、基本的には先生方の働き方改革というのは、例えば御家庭の中で介護をされなきゃいけない方ですとか、御家庭の事情でどうしても早く帰らなきゃいけないという場合は、職員室内だけで校務ができる環境であると、そういった先生方の様々な事情に必ずしも対応できないということで、国の考え方を基に全国的にこういった形のロケーションフリーの体制にしていくということでございます。

外で校務を実施しているときの先生方の勤務状況を把握できるか否かというところについては確認いたしますので、お時間をいただきたいと思います。

○中山委員 今日答弁を求めるつもりはないんですけども、今、教育総務課長が答弁されたような状況等々もありますので、全てを否定しているつもりはないですし、なくせということ言うつもりもありませんよと最初に断っての質問なんですけども、そうはいっても、少なくとも働いている時間、今、課長がおっしゃったような状況も含めて教員の方がこういう時間で作業されていると、働いているという把握は最低限必要だと思うんです。そのことは今言ったように必要だと思うので、今後さらに詳細を詰めてシステム化されていくと思いますので、把握していくという視点は持っていただきたいなと思うんです。その点だけ一言いただきたいなと思います。

○古屋教育長 いろいろな便利な形でこのシステムが活用されるということを期待しているわけですが、教員の仕事というのは専門職でございますので、家に帰ってパソコンを利用して様々な調べ物をしたり、学んでいるということが全て勤務だということはなかなか言えないわけです。自己研さんという部分に相当の時間を要しておりますので、物理的には家に帰ってから、あるいは勤務時間外に活用する時間というのは把握はできるでしょうけれども、それが全て勤務した時間として把握することはなかなかできないというのが現実でございますので、その辺をどのように取り扱うかというのは、今後慎重に考えていきたいなと思っております。

○中山委員 そういうこともあるとは思いますが。ただ、この前の決算特別委員会で資料を請求しましたけれども、4月、5月、6月、あと10月もあったかな、2桁の教員の方が時間外在校時間が80時間を超えているわけです。最初に述べたように、働き方改革という視点からいえば持ち帰り残業というのも大きな課題の一つになっているわけです。そういった中では、いろいろ把握していれば、時間外あるいは土日・祝日の利用が特に多い教員が仮に出てくるかもしれない、そういったときに、どうされているのかという確認をする必要があると私は思っているんです。決算特別委員会のときの討論でも述べましたけども、おとと

しに新任の教員の方が5月から病休に入ってしまった、そのまま12月で退職されてしまったという事例も承知していますので、そういう方を減らしていく、働き続けられる環境をつくっていくというのも一方で大事な役割だと思っていますので、その辺をどのようにバランスを取りながらやっていくのかというのは大事な視点だと思っていますので、その点は重ねて要望しておきたいと思います。

○中山委員長　ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、報告事項5番を終わります。



○中山委員長　次に、報告事項6番 **国分寺市立教育センター及び国分寺市立男女平等推進センターの効果的な運営方法の検討について**、報告をお願いいたします。

○諸橋社会教育課長　国分寺市立教育センター及び国分寺市立男女平等推進センターの効果的な運営方法の検討について、御報告いたします。

資料をお願いいたします。こちらにつきましては先日の総務委員会へも、人権平和課より同様の報告をしているところでございます。

まず、項番1、今回の検討を進めるに至った背景になります。ひかりプラザに配置されていた教育委員会事務局及び人権平和課が新庁舎へ移転しまして、今後の教育センターの施設維持管理及び男女平等推進センターの維持管理、相談事業等の運営について見直し検討の必要性が生じているということが挙げられます。

項番2、現状につきましては、教育センターの教育相談室、トライルームにつきましては、引き続きひかりプラザに設置しているというところ、また、ひかりプラザの維持管理につきましては、社会教育課が所管しているというところでございます。

また、男女平等推進センターにつきましても同様に専門の相談員1名に加えて、人権平和課の職員1名が交代で勤務しているという状況がございます。また、男女平等推進センターにつきましては、なかなか浸透していないという現状があるということでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。項番3、課題です。教育センターの施設管理につきましては、管理者が施設にて適宜対応できる体制づくりが大切なのではないかなと考えてございます。また、新幹線資料館など魅力ある施設がございますので、そういったものを活用した事業展開ができないかというところを考えてございます。また、男女平等推進センターでは職員のスキルアップ、男女平等推進のための啓発といったものをより一層図るなど、センターの充実を図る必要があるということでございます。

続きまして、項番4、今後の管理運営の方向性です。令和8年4月の実施を目指して、教育センターの施設維持管理につきましてはアウトソーシングの方向で検討を進めてまいります。それにより民間活力の導入、魅力ある施設の活用などが期待できると考えてございます。

また、男女平等推進センターにつきましても、資料にあるとおり柔軟な対応、専門性の高い事業展開を図るため、専門的なノウハウを有する事業者へのアウトソーシングの検討も進めてまいります。

説明は以上になります。

○中山委員長　報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○及川委員　教育センターの機能として、教育相談室とトライルームですね。これを2つとも指定管理にするということでもいいのですか。違いますか、維持管理だけですか。

○諸橋社会教育課長 施設の維持管理をアウトソーシングするということで考えてございます。

○及川委員 維持管理業務だけということですか。離れているから維持管理だけということですね、分かりました。男女平等推進センターのほうは維持管理だけじゃないということですよ、全体的にということですか。やっているところもあるみたいなので、そちらは全体の業務も含めて指定管理ということではないんですね。

○中山委員長 答弁できますかね。男女平等推進センターは人権平和課の所管になりますので、よろしいですか。（「了解です」と発言する者あり）

ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 では、報告事項6番を終わります。

_____ ◇ _____

○中山委員長 報告事項7番 **その他**の報告です。

○桑野保育幼稚園課長 それでは、その他の報告事項につきまして、一点報告させていただきます。認証保育所の運営費補助単価改定に伴う対応についてでございます。口頭にて御報告させていただきます。

今年度、国が保育士の給与水準を大幅に引き上げる公定価格の改定が実施されたことに伴いまして、本市におきましても認可保育所の委託費に関しましては、昨年の第4回定例会において補正予算にて対応させていただいたところでございます。このたび、東京都から連絡がございまして、国が定める公定価格に準拠している認証保育所につきましても、これまで公定価格の改定を翌年度に反映しているところを、認可保育所と同様に令和6年度からは年度中の公定価格の変動は年度内に反映させることとし、認証保育所運営費補助単価の改定を行う旨の方針が急遽示されました。今後、東京都のほうで補助単価の改定が正式に行われた場合には、その内容に基づいて、本市におきましても同様の対応を図っていく予定でございます。予算に関しましては、現在配当されている予算の範囲内で対応可能な見込みであることから、予算の増補正等は行わず、例規改正等必要な対応を行った上で、単価改定部分の支払いを進めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 そのほかの報告はないですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 委員側からありますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 それでは、以上で報告事項を終わります。

続いて、陳情の審査を行います。説明員の皆さんは以上となります。お疲れさまでした。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後4時01分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◇

○中山委員長　　続きまして、陳情審査に移ります。

陳情第6－6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情を議題といたします。

それでは、調査等がかかっておりませんので、審査に当たって御意見のある方は挙手をお願いいたします。

○新海委員　　これは非常に重要な案件なんです。実際に災害が起こったときに、本当にこの計画どおりいくかというようなことも必要なので、ほかの市でこれを先行してやっている市があると思いますので、その状況について調べていただければと思います。

○中山委員長　　ただいま新海委員より調査依頼が出ました。

事務局、いかがでしょうか。

○清水議会事務局次長　　ただいま新海委員から依頼のありました他市におけます個別避難計画の作成状況について、調査させていただきます。

○中山委員長　　ただいま新海委員より調査依頼が出されました。ほかの皆さんはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　それでは、陳情第6－6号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◇

○中山委員長　　続きまして、**陳情第6－2号 補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情**を議題といたします。

この陳情についても調査依頼は前回ありませんので、審査に当たって御意見のある方は挙手にてお願いします。

○森田委員　　今までいろいろ調査等を行ってきていただきまして、一つ課題となっているのが、補聴器の継続使用というところが非常に大きな課題となっていることが見えてきたと思います。以前、港区、中野区、板橋区とアフターフォローをやっている区の調査をしていただいたと思うんですが、そういった区の現時点での新たな実績や、利用者の方のお声などを聴いている状況でしたら、そういった利用者の声を調査していただければと思います。

また、多摩26市におきましても新たにこの取組が始まっているところもあると思いますので、新たに取組をスタートした所の実績等もお調べいただければと思います。

○中山委員長　　プラスして、その3つの区の調査の中で、補助した以降の継続利用についてのデータも、もしあれば、難しいかもしれないんですけども、そこも調べていただきたいと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○清水議会事務局次長　　ただいま森田委員から依頼のありました補聴器購入後の装用離脱防止の取組を積極的に行っています港区、中野区、板橋区におけるその後の利用者の皆様の声、または継続して装用している状況を把握している場合には、その状況について調べさせていただきたいと思いますが、また、多摩26市で新たにこういった補助制度を実施している市があるかどうかとも併せて調査させていただきます。

○中山委員長　　ほかに調査依頼のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 では、ただいま森田委員から調査依頼が出されましたので、陳情第6－2号について、継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○中山委員長 続きまして、**陳情第5－3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情**を議題といたします。

この陳情につきましても、審査に当たって御意見のある方は挙手をお願いいたします。

○森田委員 こちらはまだ会派のほうで調整等が必要なので、持ち帰らせていただければと思います。

○中山委員長 ただいま森田委員より、継続にしてほしいとの発言がありました。陳情第5－3号について、継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○中山委員長 最後に、**陳情第5－1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情**を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○清水議会事務局次長 それでは、陳情第5－1号につきまして、調査報告書の御説明をいたします。

お手元の資料をお願いいたします。今回は、前回に引き続きまして、岡山県吉備中央町におけます住民を対象としたP F A S血液検査実施後の健康フォロー体制の内容に関する調査を実施いたしました。

回答といたしましては、令和6年11月25日から血液検査の採血を行いまして、令和7年1月27日に検査結果を郵送したということで、今後予定しているフォロー体制の内容といたしましては、①健康相談窓口の継続設置、②特定健診、後期高齢者健診の無料実施、③2歳から18歳までの希望者に対しての血液検査の実施、④長期的な健康調査の実施、最後に⑤としまして5年後に再検査を実施するという回答を得ました。

なお、別紙としまして検査結果に同封されました住民向けのお知らせを添付いたしましたので、お読み取りをお願いいたします。

○中山委員長 担当より説明が終わりました。本陳情につきまして、御意見がある方は挙手にてお願いいたします。

○新海委員 調査ありがとうございました。吉備中央町の検査が終了したということでございます。検査は終了いたしましたけども、健康被害との関連ということはまだ出ていない状況でございます。今回、5項目で新たな検査、調査をやる予定になっているようですので、その結果次第で健康被害をしっかりと及ぼしているというような結果が出れば、こちらとしてもはっきりした態度が示せるんですけど、そこがどのくらい出るかまだ確認できていませんので、向こうの調査結果をもうしばらく待ちたいなと思っております。

○中山委員長 その調査結果というのは、別紙にあります血中濃度と疾病の関連の解析という点でよろしいですか。（「はい」と発言する者あり）では、その点を調査依頼ということでよろしいですね。

事務局はいかがでしょうか。

○清水議会事務局次長　ただいま新海委員から御依頼のありました件につきまして、血中濃度と疾病の関連などの解析が今後行われるということですので、その解析結果につきまして引き続き調査をしてまいりたいと考えてございます。

○中山委員長　ほかに調査依頼のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　ただいま新海委員より調査依頼が出されましたので、陳情第5－1号につきまして、継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、本委員会の議事が終わりました。厚生文教委員会を閉会いたしたいと思います。お疲れさまでした。

午後4時09分閉会